

はじめに

わが国においては、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」への批准が実現し、平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、教育や就労、地域生活等のあらゆる場面において、障がいのある人の権利が保障される社会環境づくりを進めることが求められています。



このような中、嘉麻市では、現行の「第 2 期嘉麻市障害者計画」が平成 29 年 3 月に終了することから、これまでの取り組みを見直し、嘉麻市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 29 年度からの新たな「第 3 期嘉麻市障害者計画」を策定いたしました。

今後は「障がいによる差別を許さない心を育て、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で自立しながら、相互の人格と個性を尊重し、共に地域を支え、豊かなふれあいを通じて人間らしくあたり前に生活し、活動できる環境づくり」というこの計画の基本理念のもと、嘉麻市のすべての人が地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、本計画の推進に全力を尽くしてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました嘉麻市障害者施策推進協議会の委員の皆様、アンケート調査等で貴重なご意見をいただきました皆様、関係機関および各種団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

市民の皆様には、本計画の主旨をご理解いただき、共に生き暮らし支えあう共生社会の実現に向け、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

嘉麻市長

赤間 幸弘

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の策定体制と方法	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	7
第1節 人口・世帯の状況	8
1 人口構成の状況	8
2 世帯構成の状況	9
第2節 障害者手帳所持者などの状況	10
1 身体障がいのある人の状況	10
2 知的障がいのある人の状況	11
3 精神障がいのある人の状況	12
4 難病患者の状況	13
第3章 計画の基本的な考え方	15
第1節 基本理念	16
第2節 基本目標	17
第3節 施策の体系	18
第4章 取り組んでいく施策	19
第1節 権利を守っていきます	20
1 差別の解消および権利擁護の推進	20
(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進	26
(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進	26
(3) 人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進	26
2 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮	27
(1) 市役所の事務や事業における権利擁護のための配慮	28
(2) 選挙での投票環境の配慮	28
第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます	29
1 生活支援のための基盤づくり	29
(1) 生活を支援する情報提供の充実	39
(2) 生活を支援する相談支援体制の充実	40
(3) 生活を支援するサービスの充実	40
(4) 地域生活への移行支援の充実	41

2	保健・医療サービスの充実	42
(1)	適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実	45
(2)	障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進	45
(3)	保健・医療サービスやリハビリテーションの充実	45
(4)	精神保健・医療施策の推進	46
(5)	難病患者などへの支援の充実	46
3	雇用と就労の充実	47
(1)	就労支援の推進	50
(2)	雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実	50
(3)	雇用・就労機会の拡充	50
(4)	福祉的就労の場の充実	51
4	安心・安全対策の推進	52
(1)	災害時の避難行動支援体制の充実	56
(2)	災害時の多様な情報伝達の実施	56
(3)	消費者被害や犯罪・事故などの防止	57
第3節	社会参加の機会を充実していきます	58
1	療育と教育の充実	58
(1)	就学前から就学期における相談支援体制の充実	60
(2)	療育の場と機会の充実	60
(3)	幼児期や学齢期での共に育つ場と学校教育の充実	61
(4)	学校における進路指導の充実	61
(5)	学校教育施設のバリアフリー化の推進	61
2	地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実	62
(1)	地域での交流の機会の充実	65
(2)	スポーツ・文化活動への参加の機会の充実	65
(3)	障がいのある人やその家族の団体の支援	66
(4)	ボランティアの育成と活動の支援	66
3	生活環境の整備	67
(1)	福祉環境整備の促進	70
(2)	住宅・住環境整備の推進	70
4	コミュニケーションの支援	71
(1)	情報提供のバリアフリー化の推進	72
(2)	コミュニケーション支援の充実	72
第5章	計画の推進のために	73
第1節	市内ならびに関係機関との連携強化	74
第2節	国や県、近隣市町との連携強化	74
第3節	さまざまな組織・団体との協働体制強化	74
第4節	広報・啓発活動の推進	74

資 料 編.....	75
1 嘉麻市障害者施策推進協議会条例	76
2 嘉麻市障害者施策推進協議会委員名簿	78
3 計画策定の経緯	78
4 調査の概要	79
5 答申書	80
6 用語解説	81

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成25年に「障害者基本計画*（第3次）」（平成25年度～29年度）が策定され、共生社会*の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策の推進が図られています。

国の障害者基本計画*の第2次計画（平成15年度～24年度）から第3次計画の策定までには、「発達障害者支援法*」、「障害者自立支援法*」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法*」という。）」の制定、「教育基本法*」、「障害者基本法*」の改正、障害者自立支援法*を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法*」という。）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法*」という。）」の制定などがなされ、障がいのある人をめぐる環境が大きく変化してきました。

このような国内法の整備を受けて、国は平成26年1月に「障害者の権利に関する条約*（以下、「障害者権利条約」という。）」を批准し、その効力は同年2月19日に発生しています。

本市においては、「嘉麻市障害者計画」の第1期計画（平成19年度～23年度）、第2期計画（平成24年度～28年度）により、障がい者施策を推進してきました。

この計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第3期嘉麻市障害者計画」を策定し、本市における障がい者施策の一層の推進を図ります。

なお、本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法*」第2条の定義で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい*を含む）、その他の心身の機能の障がい（たとえば、難病*などに起因する障がい）がある人で、障がいおよび社会的障壁*により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。ここでいう「社会的障壁*」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記したほうが適切な場合などについては、「障害」と表記します。

【障がい者施策関連法令などの動向】

年	国の動き
平成14年 2002年	●障害者基本計画*（第2次）の策定
平成15年 2003年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成17年 2005年	○発達障害者支援法* 施行 ・発達障がい*の定義と法的な位置づけの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成18年 2006年	○障害者自立支援法* 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー法* 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー*化の推進 ・心のバリアフリー*の推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリー*化の推進 ○[改正]教育基本法* 施行 ・特別支援学校*の創設、特別支援教育*の推進
平成19年 2007年	★障害者権利条約署名
平成21年 2009年	○[改正]障害者雇用促進法* 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率*制度見直し
平成22年 2010年	○[改正]障害者自立支援法* 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がい*を対象として明示
平成23年 2011年	○[改正]障害者基本法* 施行 ・目的規定および障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成24年 2012年	○[改正]障害者自立支援法* 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正]児童福祉法* 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待防止法* 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務づけ ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務づけ
平成25年 2013年	○障害者総合支援法* 施行（障害者自立支援法*の改正） ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病*などを追加） ○障害者優先調達推進法* 施行 ・国などに障害者就労施設などから優先的な物品調達の義務づけ ◆障害者雇用率*引き上げ ・民間企業2.0%、国や地方公共団体など2.3%、都道府県などの教育委員会2.2%へ ●障害者基本計画*（第3次）の策定
平成26年 2014年	★障害者権利条約* 批准
平成28年 2016年	○障害者差別解消法* 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮*不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法* 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮*の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助 ○[改正]発達障害者支援法* 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法*」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。本計画では、障がいのある人の自立および社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。

本計画は、国の「障害者基本計画*（第3次）」（平成25年度～29年度）や「福岡県障害者長期計画」（平成27年度～32年度）、また、嘉麻市における上位計画である「嘉麻市総合計画」との整合を図りつつ、「嘉麻市障害福祉計画」や「嘉麻市地域福祉計画」、「嘉麻市保健計画」、「嘉麻市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする保健福祉関連の計画や、人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

「嘉麻市障害福祉計画」は、障害者総合支援法*第88条に基づくもので、障がい福祉サービス*などの確保に関する実施計画であるのに対し、本計画は、障がいのある人のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画で、本市における障がい者施策の推進のための行動指針となります。

第3節 計画の期間

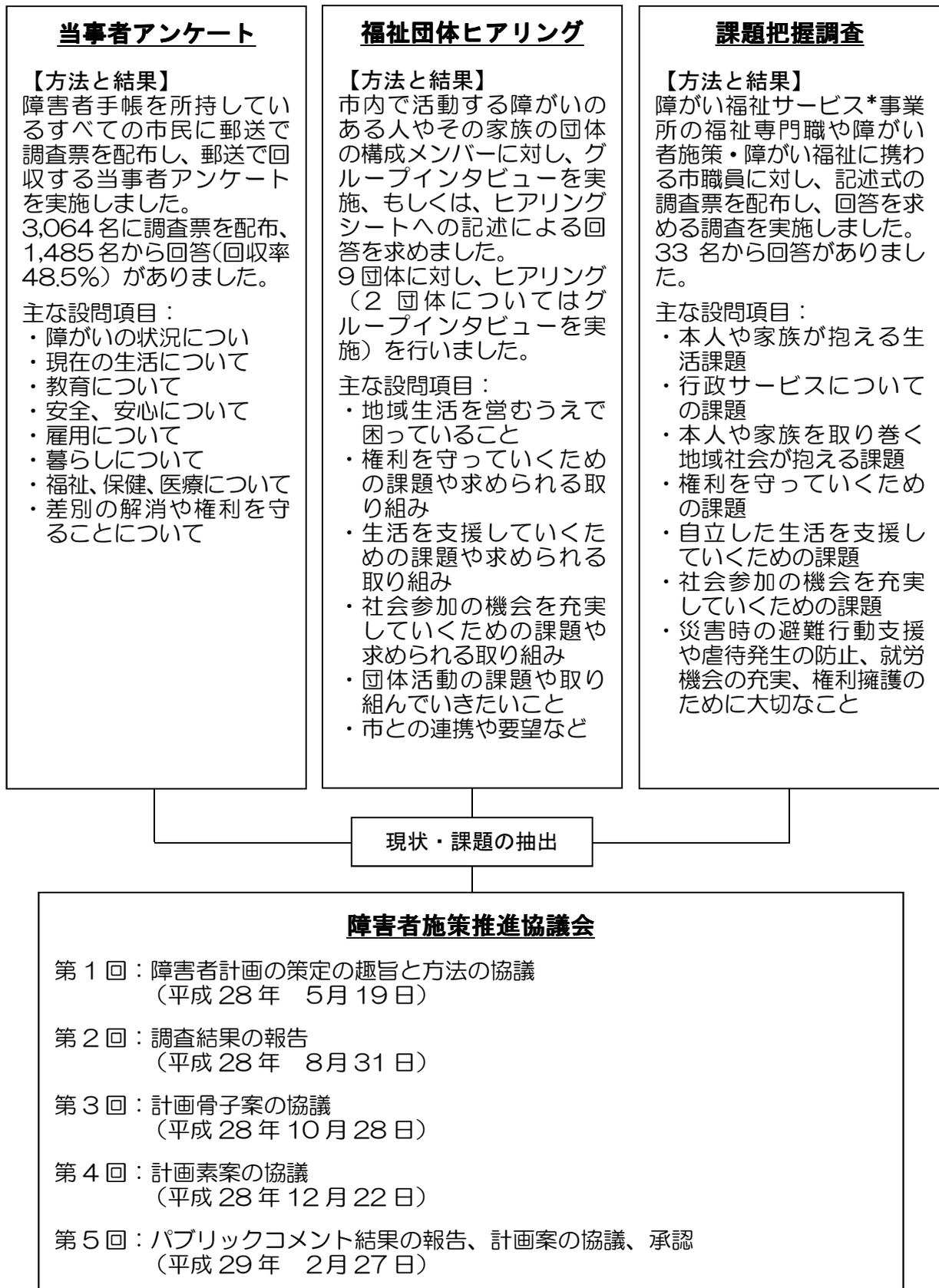
本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

<計画の期間>

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度	
		第3期障害者計画										
						見直し	第4期障害者計画					
第4期障害福祉計画												
		見直し	第5期障害福祉計画									
					見直し	第6期障害福祉計画						
								見直し	第7期障害福祉計画			

第4節 計画の策定体制と方法



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 人口・世帯の状況

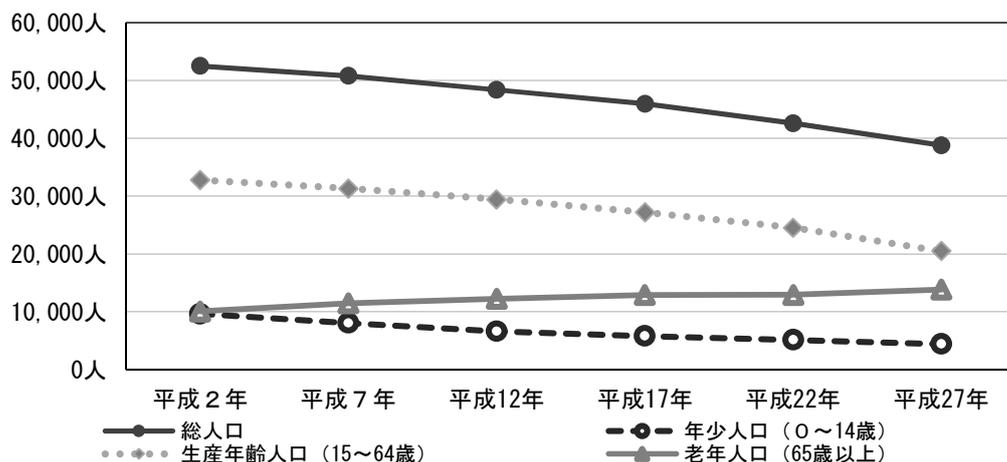
1 人口構成の状況

嘉麻市の総人口は、一貫して減少傾向にあり、平成2年の52,497人から平成27年の38,743人となり、この25年間で13,754人減少しています。

年齢3区分でみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続くなか、老年人口（65歳以上）の増加が顕著となっており、この25年間で3,777人増加しています。このことから、急速に少子高齢化が進行していることがうかがえます。

このような少子高齢化は、その後も同様に推移し、平成32年には高齢化率が38.8%となることが予想されます。

<総人口と人口構成の推移>



単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	52,497 100%	50,804 100%	48,378 100%	45,929 100%	42,589 100%	38,743 100%	36,764 100%
年少人口 (0～14歳)	9,655 18.4%	8,055 15.9%	6,638 13.7%	5,777 12.6%	5,156 12.1%	4,416 11.4%	3,940 10.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	32,761 62.4%	31,283 61.6%	29,421 60.8%	27,177 59.2%	24,520 57.6%	20,479 52.9%	18,548 50.5%
老年人口 (65歳以上)	10,051 19.1%	11,466 22.6%	12,240 25.3%	12,880 28.0%	12,910 30.3%	13,828 35.7%	14,276 38.8%

資料：国勢調査

※総人口は年齢不詳を含む

平成32年のデータは、「まち・ひと・しごと創生嘉麻市人口ビジョン総合戦略」による

2 世帯構成の状況

嘉麻市の世帯構成の推移をみると、一般世帯数は平成2年から平成27年にかけて減少傾向にあり、25年間で1,392世帯減少しています。

内訳をみると、核家族世帯（夫婦とその未婚の子、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯数に占める割合は、平成2年の59.9%から平成27年の57.1%まで減少しています。核家族世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯の割合をみると、平成2年の14.2%から平成27年では24.4%と増加しています。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年の3,256世帯が平成27年には4,839世帯となっており、25年間で1,583世帯増加しています。そのうち、高齢者のひとり暮らし世帯が1,458世帯増加しており、高齢者のひとり暮らし世帯の急増が、単独世帯の増加の大きな要因といえます。また、単独世帯に占める高齢者のひとり暮らし世帯の割合が、平成2年の49.2%から平成27年では63.2%と増加しています。

高齢者世帯を中心に世帯の小規模化が急速に進行している様子が見て取れます。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般 世帯数	核家族 世帯数	単独 世帯数		
			高齢者 夫婦のみ	単独 世帯数	高齢者 ひとり暮らし
平成2年	16,945 100%	10,147 59.9% 100%	1,440 8.5% 14.2%	3,256 19.2% 100%	1,602 9.5% 49.2%
平成7年	17,114 100%	10,145 59.3% 100%	1,653 9.7% 16.3%	3,689 21.6% 100%	1,949 11.4% 52.8%
平成12年	17,238 100%	10,104 58.6% 100%	1,833 10.6% 18.1%	4,241 24.6% 100%	2,335 13.5% 55.1%
平成17年	17,022 100%	9,852 57.9% 100%	1,920 11.3% 19.5%	4,567 26.8% 100%	2,612 15.3% 57.2%
平成22年	16,404 100%	9,397 57.3% 100%	1,941 11.8% 20.7%	4,739 28.9% 100%	2,689 16.4% 56.7%
平成27年	15,553 100%	8,886 57.1% 100%	2,165 13.9% 24.4%	4,839 31.1% 100%	3,060 19.7% 63.2%

資料：国勢調査

第2節 障害者手帳所持者などの状況

1 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳*の所持者数の推移をみると、平成24年の2,912人から平成28年の2,727人と185人減っており、減少傾向にあります。

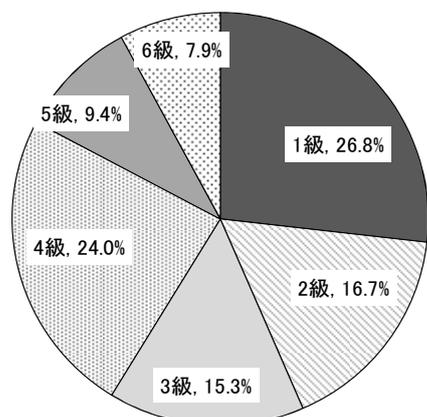
＜身体障害者手帳*所持者数の推移＞

単位：人

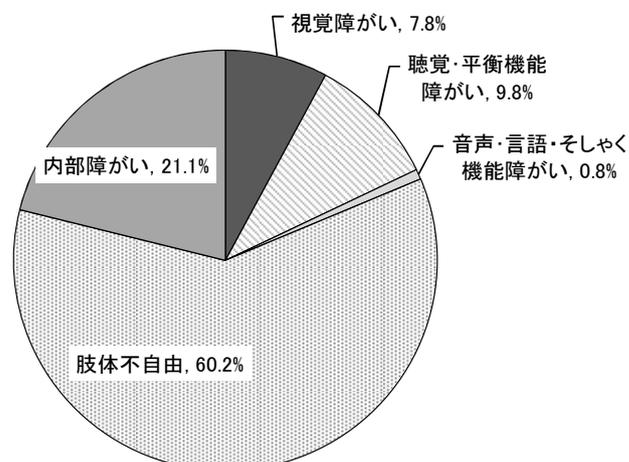
区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
合計		2,912	2,850	2,809	2,792	2,727
年代別	18歳未満	37	34	32	31	30
	18歳以上	2,875	2,816	2,777	2,761	2,697
障がい程度別	1級	762	745	741	748	731
	2級	538	507	474	471	455
	3級	446	447	445	433	416
	4級	667	654	671	670	655
	5級	261	263	258	255	255
	6級	238	234	220	215	215
障がい種別	視覚障がい	263	250	216	229	214
	聴覚・平衡機能障がい	294	292	289	276	274
	音声・言語・そしゃく機能障がい	23	24	20	19	21
	肢体不自由	1,750	1,710	1,706	1,678	1,642
	内部障がい	582	574	578	590	576

資料：障がい者福祉係（各年3月31日現在）

＜障がい程度別の割合（平成28年）＞



＜障がい種別の割合（平成28年）＞



年代別にみると、「18歳以上」が99%を占めています。

障がい程度別にみると、最も重度である1級が最も多く、4級が続いています。平成28年では、「1級と2級」が43.5%、「3級と4級」が39.3%、「5級と6級」が17.3%となっており、重度の手帳所持者が高い割合を占めています。

障がい種別にみると、肢体不自由の手帳所持者数が最も多く、平成28年では、1,642人で、全体の60.2%を占めています。以下、内部障がいの576人(21.1%)、聴覚・平衡機能障がいの274人(9.8%)が続いています。

2 知的障がいのある人の状況

療育手帳*の所持者数の推移をみると、平成24年の470人から平成28年の557人と87人増えており、増加傾向にあります。

年代別にみると、「18歳以上」が約8割を占めています。

障がい程度別にみると、平成24年では、重度である「A」の手帳所持者が中・軽度の「B」よりも高い割合となっていますが、平成25年以降は、「A」よりも「B」の手帳所持者の割合が高くなっています。また、平成28年では、「A」の手帳所持者が259人と全体の46.5%を占めています。

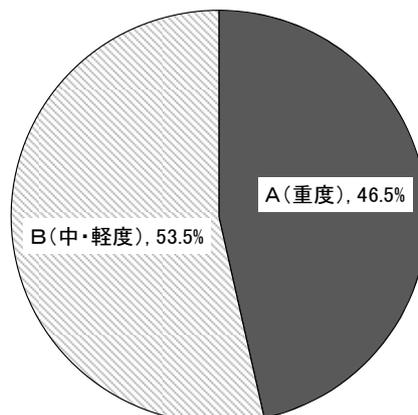
<療育手帳*所持者数の推移>

単位：人

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
合計		470	496	512	525	557
年代別	18歳未満	92	103	102	98	109
	18歳以上	378	393	410	427	448
障がい程度別	A(重度)	250	248	251	256	259
	B(中・軽度)	220	248	261	269	298

資料：障がい者福祉係（各年3月31日現在）

<障がい程度別の割合（平成28年）>



3 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳*の所持者の推移をみると、平成24年の219人から平成28年の258人と39人増えており、ゆるやかな増加傾向にあります。

年代別にみると、20歳～64歳が7割以上を占めていますが、その割合は減少しており、65歳以上の割合が増加の傾向にあります。

障がい程度別にみると、2級の手帳所持者の割合が最も高くなっており、平成28年では142人と全体の55.0%を占めています。

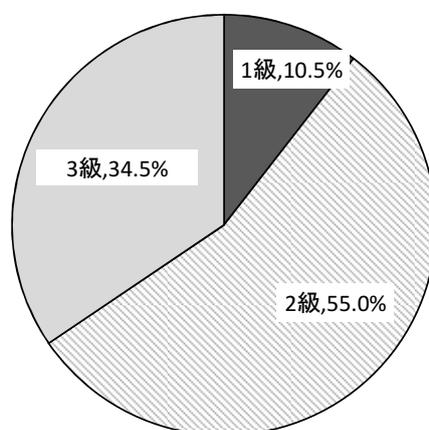
＜精神障害者保健福祉手帳*所持者数の推移＞

単位：人

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
合計		219	226	246	262	258
年代別	20歳未満	1	1	4	9	15
	20歳～64歳	184	187	197	201	196
	65歳以上	34	38	45	52	47
障がい程度別	1級	27	25	24	27	27
	2級	122	131	147	155	142
	3級	70	70	75	80	89

資料提供：福岡県（各年3月31日現在）

＜障がい程度別の割合（平成28年）＞



自立支援医療*（精神通院医療）受給者数の推移をみると、平成24年の470人から平成28年の539人と69人増えており、増加傾向にあります。

＜自立支援医療*（精神通院医療）受給者数の推移＞

単位：人

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
自立支援医療*（精神通院医療）受給者数	470	476	528	548	539

資料提供：福岡県（各年3月31日現在）

4 難病患者の状況

「難病*」とは、「難病*の患者に対する医療等に関する法律*」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病*や筋萎縮性側索硬化症（ALS）*などが難病*に該当します。

難病*のうち、平成26年12月までは、130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患（11疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病*の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法*」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。平成27年7月1日現在、医療費助成制度の対象となる指定難病*は306疾病（平成29年4月から24疾病追加され330疾病）、小児慢性特定疾病は704疾病となりました。

嘉麻市では、特定疾患医療受給者証の所持者は、平成25年の275人と平成28年の304人を比較すると29人増加しており、新しい医療費助成制度となった平成27年には、特定医療費（指定難病*）について、340人が支給認定されています。また、平成28年の小児慢性特定疾患医療受診券の所持者は、23人となっています。

<特定疾患医療受給者証所持者数などの推移>

単位：人

区 分	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
特定疾患医療受給者証所持者数 (特定医療費(指定難病*)支給認定者数)	275	301	340	304
小児慢性特定疾患医療受診券所持者数 (小児慢性特定疾病医療費支給認定者数)	23	23	27	23

資料提供：福岡県

平成27年以降のデータは新しい医療費助成制度に基づく人数

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

**障がいによる差別を許さない心を育て、障がいのある人もない人も、
住み慣れた地域で自立しながら、相互の人格と個性を尊重し、共に地
域を支え、豊かなふれあいを通じて人間らしくあたり前に生活し、
活動できる環境づくり**

誰もが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、自己の決定に基づいて社会に参加し、その能力を最大限に発揮し、自己実現をめざす権利を有する主体として尊重されなければなりません。そのためには、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、誰もが、その人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていける「共生社会*」の構築が必要です。

このような「共生社会*」の実現に向け、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁*を除去するために、障がいのある人たち一人ひとりが抱える困難さを解消する多様な支援の充実に努め、安全で安心な暮らしができる福祉のまちをめざすことが大切です。

嘉麻市では、平成19年3月に策定した「第1期嘉麻市障害者計画」において、「障がいによる差別を許さない心を育て、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域で自立しながら、相互の人格と個性を尊重し、共に地域を支え、豊かなふれあいを通じて人間らしくあたり前に生活し、活動できる環境づくり」を基本理念として決めました。第2期計画においても、この基本理念を引き続き掲げ、誰もが「嘉麻市に住んでよかった」と心からそう思えるまちをめざし、積極的な施策・事業を推進してきました。

本計画では、「共生社会*」の実現に向け、「第2期嘉麻市障害者計画（平成24年度～平成28年度）」の基本理念を継続し、誰にとっても住みよいまち「嘉麻市」をめざします。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

権利を守っていきます

すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされ、さらに、障がいのある人が、行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

自分らしい自立した生活を支援していきます

障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活を営むことや、保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができ、また、仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感でき、さらに、災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるよう、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

社会参加の機会を充実していきます

適切な療育*と教育の場や機会、地域での交流の機会、スポーツ・文化活動への参加の機会を充実させるとともに、バリアフリー*化をすすめるなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられ、さらに、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実していきます。

第3節 施策の体系

基本目標	施策の柱	施策
権利を守って いきまます	1 差別の解消および 権利擁護の推進	(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進 (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (3) 人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進
	2 行政サービスなどでの 権利擁護*のための配慮	(1) 市役所の事務や事業における権利擁護*のための配慮 (2) 選挙での投票環境の配慮
自分らしい自立した生活を支援して いきまます	1 生活支援のための 基盤づくり	(1) 生活を支援する情報提供の充実 (2) 生活を支援する相談支援体制の充実 (3) 生活を支援するサービスの充実 (4) 地域生活への移行支援の充実
	2 保健・医療サービスの 充実	(1) 適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実 (2) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進 (3) 保健・医療サービスやリハビリテーション*の充実 (4) 精神保健・医療施策の推進 (5) 難病*患者などへの支援の充実
	3 雇用と就労の充実	(1) 就労支援の推進 (2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実 (3) 雇用・就労機会の拡充 (4) 福祉的就労*の場の充実
	4 安心・安全対策の推進	(1) 災害時の避難行動支援体制の充実 (2) 災害時の多様な情報伝達の実施 (3) 消費者被害や犯罪・事故などの防止
社会参加の機会を充実して いきまます	1 療育*と教育の充実	(1) 就学前から就学期における相談支援体制の充実 (2) 療育*の場と機会の充実 (3) 幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実 (4) 学校における進路指導の充実 (5) 学校教育施設のバリアフリー*化の推進
	2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の 機会の充実	(1) 地域での交流の機会の充実 (2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実 (3) 障がいのある人やその家族の団体の支援 (4) ボランティアの育成と活動の支援
	3 生活環境の整備	(1) 福祉環境整備の促進 (2) 住宅・住環境整備の推進
	4 コミュニケーションの 支援	(1) 情報提供のバリアフリー*化の推進 (2) コミュニケーション支援の充実

第4章 取り組んでいく施策

第1節 権利を守っていきます

1 差別の解消および権利擁護の推進

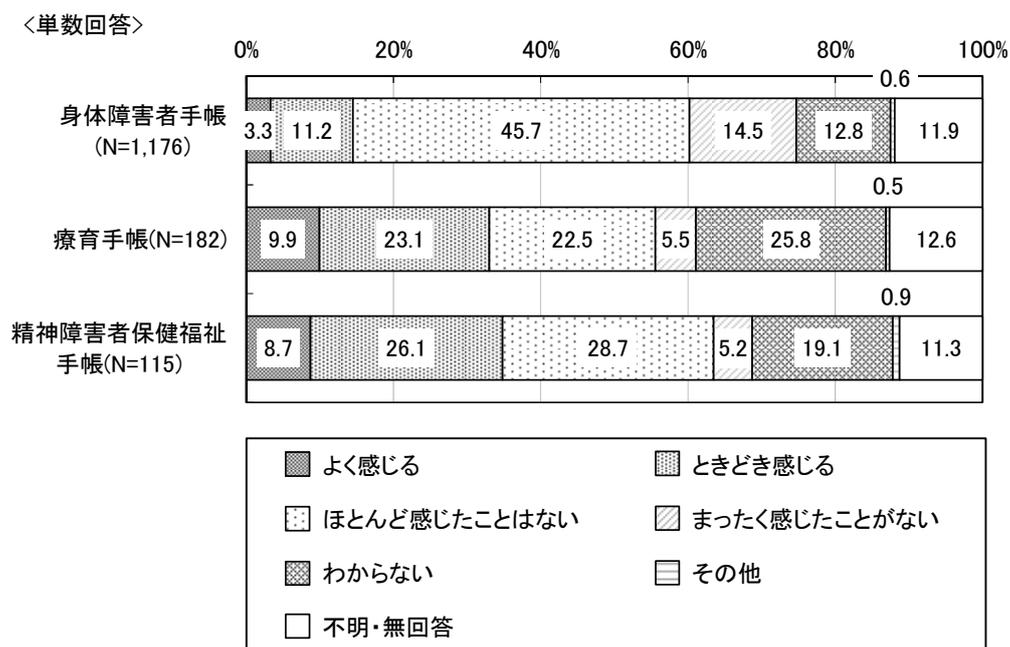
●● 現状と課題 ●●

○障がいのある人に対する差別や偏見がまだまだ根強い

当事者アンケートでは、日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかたずねたところ、「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせた『感じる』と回答した人が、療育手帳*と精神障害者保健福祉手帳*の所持者が3割を超えていました。一方、身体障害者手帳*所持者で『感じる』と回答した人は14.5%でした。

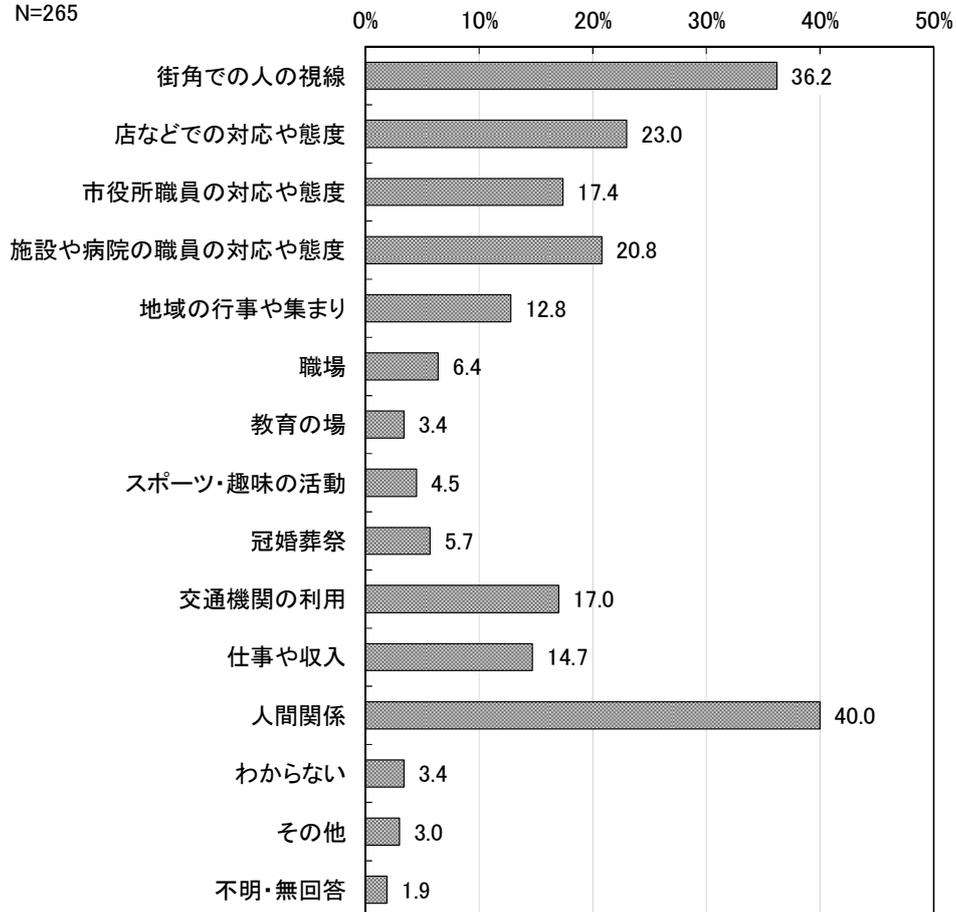
また、差別や偏見、疎外感について、『感じる』と回答した人たちが挙げた場面として、「人間関係」が40.0%と最も高く、次いで「街角での人の視線」が36.2%、「店などでの対応や態度」が23.0%となっていました。

<日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかについて>



<日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感がある場面について>

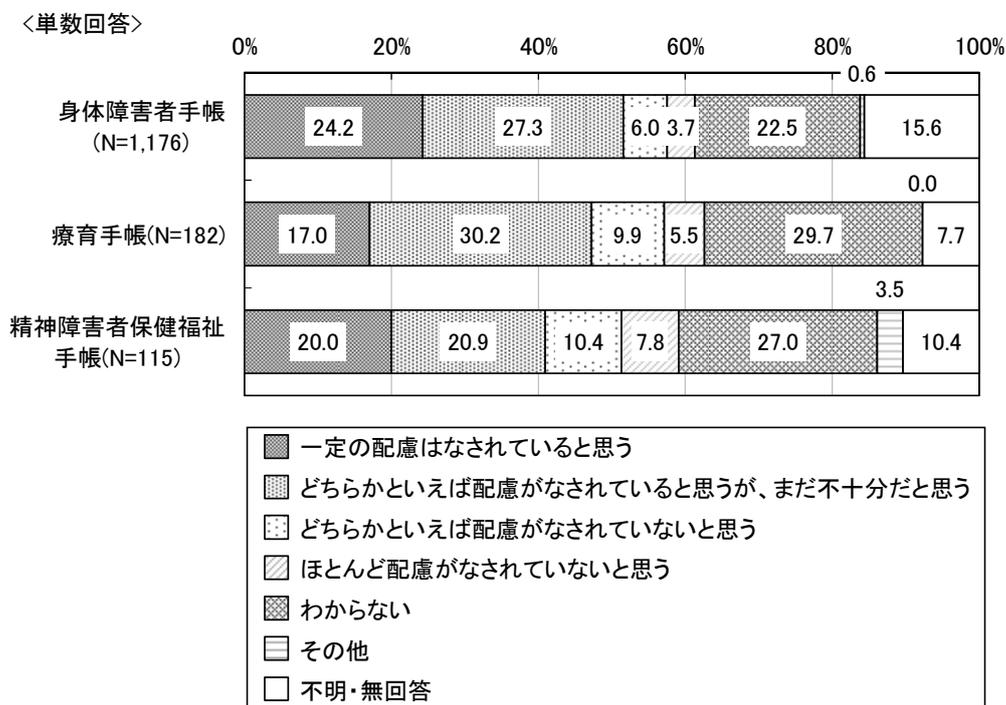
<複数回答>
N=265



当事者アンケートでは、日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていない（差別がある）と感じるかとのたずねたところ、「どちらかといえば配慮がなされていると思うが、まだ不十分だと思う」の割合が、「わからない」との回答を除けば、最も高くなっていました。

また、当事者アンケートでは、配慮が感じられたこととして、「乗り物のなかで席を譲ってもらえることがある」、「車いすの人への支援がみられる」、「聴覚障がいがあることを伝えると配慮してくれる」、「急かされないので助かる」などとともに、「差別的なことはあまり感じない」や「以前に比べると配慮されていると感じる」といった意見がありました。その一方で、「あからさまに嫌な態度、見下すような態度を取られてしまう」や「変な目でジロジロと見られてしまう」といった意見がありました。さらに、「障がいがあることを周りの人に知られたくない」や「外見からは障がいわかりにくいと支援がなかったり、わかったときの反応が嫌になる」との意見もありました。

<日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされているかについて>



福祉団体ヒアリングでは、「偏見や差別的な目でまだまだ見られてしまう。家族が障がいを抱える前の自分もそのようなところがあった。そのような態度になってしまうのは障がいや障がいのある人についての知識が足りないからだと思う。理解を深めるためにきちんと学ぶことが大切だ」や「精神障がいについては、身体障がいや知的障がいに比べると、偏見や差別的なかわり方がまだまだ根強い。それが社会参加を躊躇させて、家族を含め多くの人たちをひきこもり、もしくはひきこもりがちにしてしまう大きな背景になっていると思う」といった意見がありました。さらに、「『障がい』や精神病といった言葉がよくない。施設の名称などではインパクトのある『障がい』といった言葉ではなく、親しみを感じる言葉を使ったほうが、そこを利用する側からすれば、抵抗感をあまり覚えなくて、訪問し利用することができると思う」との意見もありました。

課題把握調査では、「障がいの有無にかかわらず、自然な形で地域生活を営むことができる共生社会*に向けた環境づくりが求められている」との意見とともに、「障がいや障がいのある人に対する理解が低く、無関心なことも多い。地域での積極的な啓発活動が求められている」や「障がいや障がいのある人への理解がまだまだ十分とはいえない状況にある。障がいのある人たちとかかわりを持ち、交流を深めていくことが大切だ」などの意見がありました。

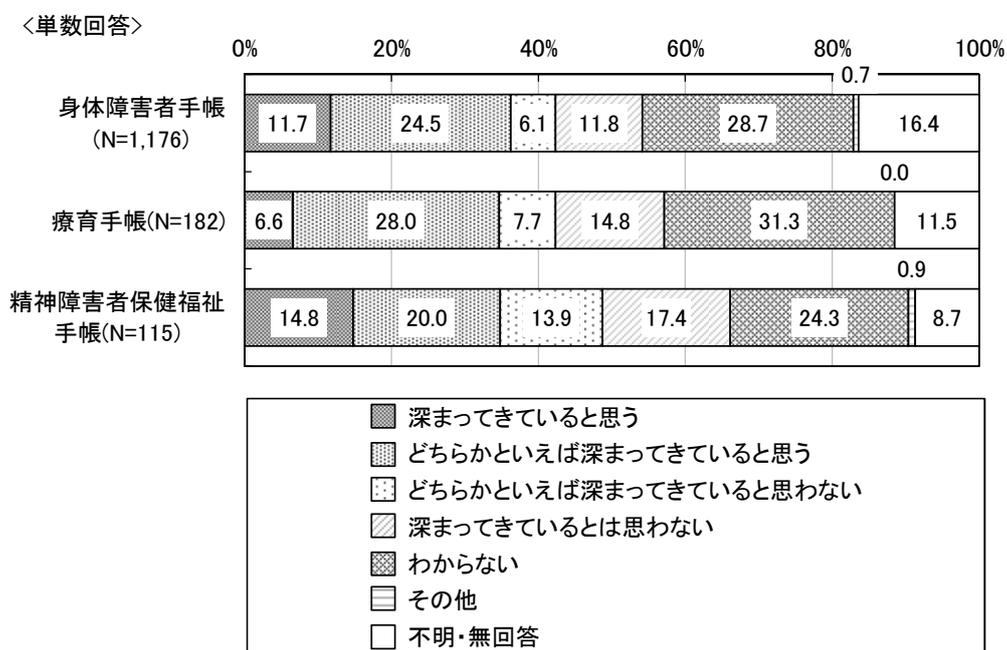
障がいのある人に対する差別や偏見がまだまだ根強い様子がうかがえます。さらに、差別や偏見を感じたり、疎外感について、障がいの種別によって差が生じているようです。

○障がいや障がいのある人についての理解を深めるための取り組みが大事だ

当事者アンケートでは、「障がい」や「障がいのある人」に対する理解が深まってきていると思うかたずねたところ、「どちらかといえば深まってきていると思う」の割合が、「わからない」との回答を除けば、最も高くなっていました。また、「深まってきているとは思わない」がこれに続いており、特に、精神障害者保健福祉手帳*の所持者は、より高い割合となっていました。

また、当事者アンケートでは、できる限り対応してほしい配慮として、「障がいや障がいのある人のことを理解してほしい」との意見がありました。

＜「障がい」や「障がいのある人」に対する理解の深まりについて＞



課題把握調査では、「地域において障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、学ぶ場や機会の充実を図っていくことが大切だ」や「関係団体や障がい福祉サービス*事業所、行政などが、地域での勉強会や研修会を積極的に開催していくことが大事だ」、「障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、学校教育の活用など、子どもの頃から、学ぶ場や機会の充実を図っていくことが大切だ」など、障がいや障がいのある人について学ぶ機会の充実を図っていくことが大切とする意見が多くみられました。

障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための場や機会の充実を図っていくことが求められています。

○虐待を防止していくための取り組みをすすめていくことが大事だ

課題把握調査では、「障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための場や機会を充実させながら、虐待の防止をすすめていくことが大切だ」や「地域と行政と障がい福祉サービス*事業所が連携を図りながら、虐待を防止していくことが大切だ」など、障がいのある人に対する虐待を防止していくことの大切さを指摘する意見がありました。

また、「親などの家族が、障がいのある人の障害年金に頼ってしまっていることがある」といった家族の不適切なかかわりの指摘がありました。家族介護者に対するケアとして、「虐待の防止をしていくためには、家族の負担の軽減や、気軽な相談の場や機会の充実を図るなど、家族介護者への支援を行っていくことも大切だ」との意見とともに、「虐待の発生が懸念されるころへ定期的に訪問し、状況を確認することも大事だ」といった意見もありました。

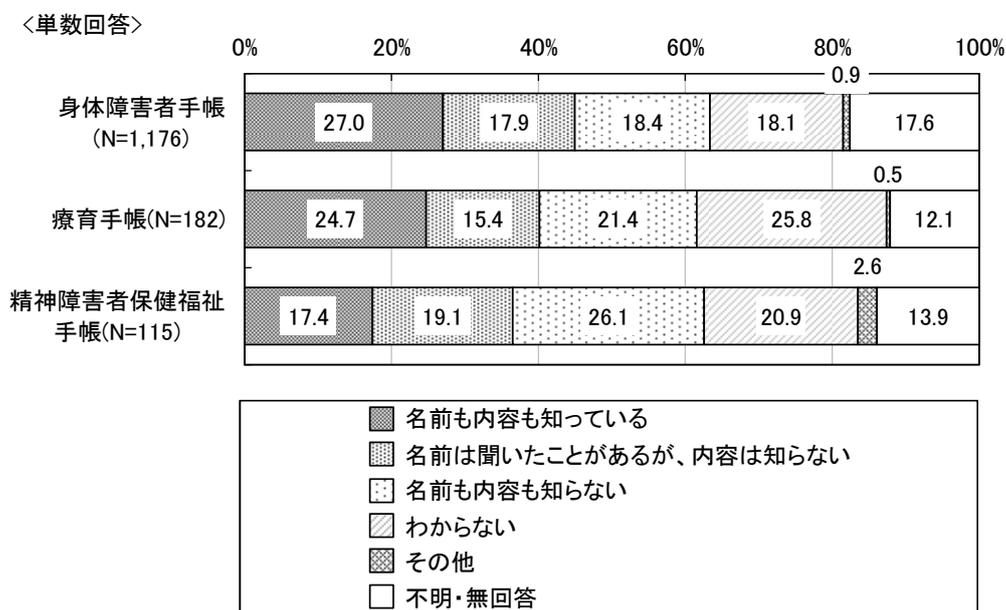
さらに、「障がい福祉サービス*事業所や施設での虐待を防止していくため、職員の見識を高め、意識の向上を図っていくための教育や研修が大事だ」や「虐待の発生を防止していくため、障がい福祉サービス*事業所や施設では、第三者の関与を取り入れながら、透明性のある運営を行っていくことが大切だ」など、障がい福祉サービス*事業所や施設内での虐待を防止していくための取り組みの重要性について指摘する意見も多くみられました。

障がいのある人に対する虐待は重大な人権侵害であるとの認識から、その防止のための取り組みをすすめていくことが大事です。

○障がいのある人の権利を守っていくための制度を周知していくことが大事だ

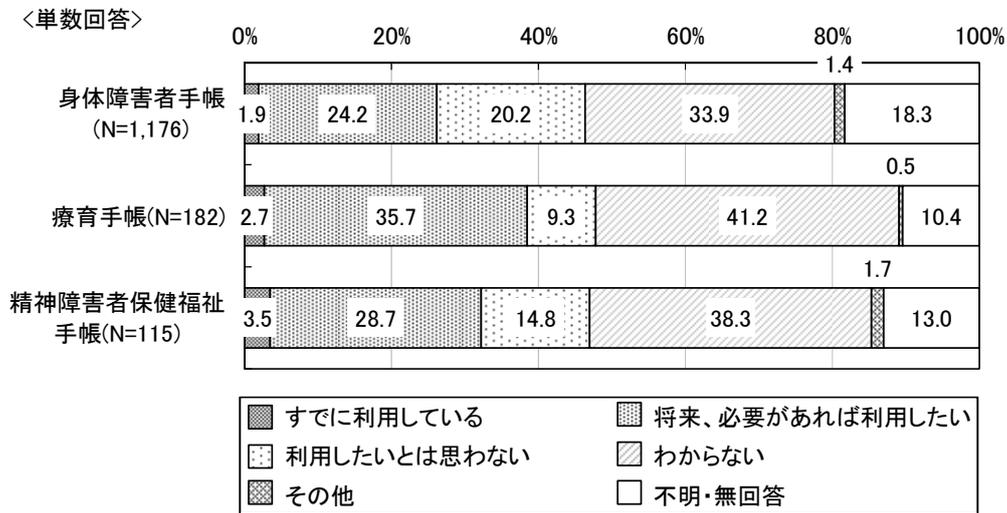
当事者アンケートでは、成年後見制度*についての周知度について、「名前も内容も知っている」と回答した人が、身体障害者手帳*所持者で27.0%、療育手帳*所持者で24.7%、さらに、精神障害者保健福祉手帳*所持者では低く17.4%でした。また、「わからない」や「不明・無回答」で高い割合となっていました。成年後見制度*について、十分に周知されていない様子がうかがえます。

<成年後見制度*の周知度について>



成年後見制度*の利用意向をみてみると、「将来、必要があれば利用したい」が高い割合となりましたが、それ以上に、「わからない」の割合が高くなっていったことから、多くの人たちが利用についての判断が難しいと感じている様子がうかがえます。

<成年後見制度*の利用意向について>



成年後見制度*をはじめ、障がいのある人の権利を守っていくための制度について、周知を図っていくことが大事です。

施策の方針

◇ すべての住民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされる「共生社会*」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ① 障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための取り組みをすすめます。
- ② 障がいを理由とする差別の解消をすすめます。
- ③ 障がいのある人の権利擁護*のための取り組みをすすめます。

具体的な施策

(1) 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

取り組み内容	所管課
住民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な広報・情報媒体を積極的に活用します。	社会福祉課
児童・生徒が幼少の頃から、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育において、人権教育や福祉教育をすすめます。	学校教育課

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

取り組み内容	所管課
障害者差別解消法*について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組めます。	社会福祉課
障害者雇用促進法*に基づき、障がいの有無にかかわらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に発揮できるための取り組みを促進します。	社会福祉課

(3) 人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進

取り組み内容	所管課
障がいのある人の人権や権利擁護*を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。	社会福祉課
障がい者虐待防止センター*の機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人の虐待の防止や早期発見などに努めます。	社会福祉課
関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度*の普及啓発と利用促進を図ります。	社会福祉課
判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業*の普及啓発を図ります。	社会福祉課
福祉サービス利用者などからの苦情について、関係機関と連携し、適切に対応しながら、福祉サービス利用者などの権利擁護*および福祉サービスの向上に努めます。	社会福祉課

2 行政サービスなどでの権利擁護のための配慮

●● 現状と課題 ●●

○権利の行使のために行政サービスをきちんと利用できるていねいな対応が大事だ

当事者アンケートでは、配慮が感じられたこととして、「市役所の窓口などでていねいに対応してくれる」や「市役所からの定期的なお知らせや社会福祉協議会からの声かけなどがあって助かっている」といった意見がありました。その一方で、「市役所窓口での対応や書類の作成、提出にあたっては、もっと配慮があってもいい」、さらに、「市役所からの積極的な情報発信がほしい」との意見もありました。

また、当事者アンケートでは、できる限り対応してほしい配慮として、「市役所での対応においてしっかり配慮してほしい」や「行政が提供するサービスにおいてしっかり配慮してほしい」との意見がありました。

障がいのある人が、権利を行使していくために行政サービスをきちんと利用できるよう、市役所の窓口などでていねいな対応を心がけていくことが求められています。

施策の方針

◇ 障がいのある人が行政サービスなどでの権利を円滑に行使するため、適切な配慮を受けることができる「共生社会*」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ① 市役所における事務や事業のなかで存在する社会的障壁*を除去します。
- ② 選挙での障がいのある人に配慮した投票環境を整えます。



具体的な施策

(1) 市役所の事務や事業における権利擁護*のための配慮

取り組み内容	所管課
市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、差別的ではない適切な用語や明瞭かつ平易な言葉の使用、説明や意思を確認する際の障がいの特性を踏まえていねいな対応、体調の変化などへの気配りなど、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	人事秘書課
市役所における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法*に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁* <small>しゃっかいてきしょうへき</small> の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。	全課
市役所ならびに市が所管する行政窓口では、筆談や手話の活用による明瞭でわかりやすい説明の工夫など、コミュニケーション支援に配慮した取り組みをすすめます。	全課
障がいのある人へ伝える案内文書や広報などについては、障がいの特性に応じて、ファックスやEメールなどの電子媒体、録音媒体などを活用するとともに、市のホームページについては、文字拡大機能や背景色変更機能などを強化しながらわかりやすい情報提供をすすめます。	全課

(2) 選挙での投票環境の配慮

取り組み内容	所管課
投票所での段差解消など、投票環境の向上に努めます。	選挙管理委員会

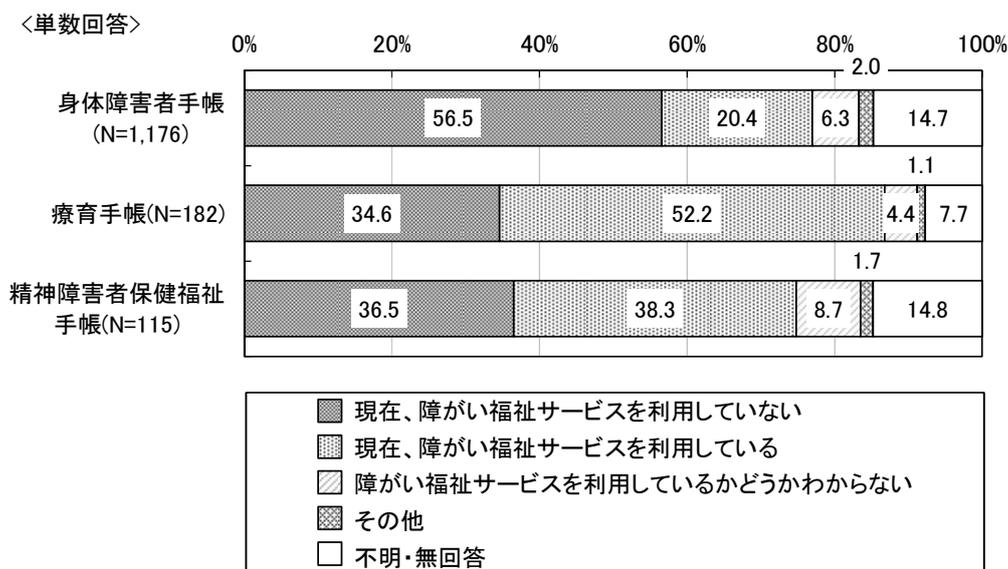
第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます

1 生活支援のための基盤づくり

●● 現状と課題 ●●

○地域生活を支援していくため、福祉サービスの量や質を充実させていくことが大事だ
当事者アンケートにおいて、障がい福祉サービス*の利用状況についてたずねたところ、療育手帳*、もしくは精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「現在、障がい福祉サービス*を利用している」と回答した人が、身体障害者手帳*の所持者では「現在、障がい福祉サービス*を利用していない」と回答した人の割合が高くなりました。

<障がい福祉サービス*の利用状況について>



また、配慮が感じられたこととして、「福祉サービスを受けることができる」といった意見がありました。その一方で、「経済的支援が減額されてきた」との意見がありました。

さらに、当事者アンケートでは、できる限り対応してほしい配慮として、「障害者手帳の有無やその等級による大きな支援の差を改善してほしい」、「障がい福祉サービス*の施設や事業所でのサービスの量と質を充実してほしい」、「ケアマネジメント*をより充実させてほしい」、「経済的負担の軽減について配慮してほしい」、「医療費負担の軽減について配慮してほしい」との意見がありました。

福祉団体ヒアリングでは、日中活動の場として、「障がいのある人であっても、のびのびと過ごすことができる場所がもっと増えると助かる」や「障がいのある人もない人も、一緒になってつどい、交流できるような機会や場があるとちょっと気軽に参加でき、そこを利用し続けることができるように思う」といった意見がありました。また、サービスの質の向上を求

めるものとして、「作業所などであっても、利用を続けていくためには、病院でのデイケアなどと同じように、障がい特性をきちんと理解した支援が求められていると思う」との意見がありました。

課題把握調査では、「就労継続支援をはじめとする障がい福祉サービス*の充実とともに、介護保険サービスへ移行していく際の配慮が求められている」との意見とともに、「福祉サービスの提供にあたっての定めによって、求めや必要なことに対し、臨機応変に対応できないことがある」、「ひきこもりがちになりやすいのでいろいろな体験ができる場や機会をつくっていくことが大切だ」といった指摘もありました。また、「同居している障がいのある人の介護や支援のことで、うまく対応できないこともあって、家族が心身ともに疲れてしまっていることがある」や「家族がすべてを抱え込まなくていいような福祉サービスの充実、休息の機会が得られるような支援が求められている」など、家族介護者の視点に立った支援について指摘する意見も多くありました。

障がいのある人の地域生活を支援していくために、福祉サービスの量や質を充実させていくことが大切です。

○本人の意思を尊重し、意思決定についてしっかりと支援していくことが大切だ

課題把握調査では、「支援する側の思いが強く反映されてしまって、自己決定や自分らしい自立につながる支援が十分とはいえない状況にある」や「自己決定のための支援の充実を図っていくことが大事だ」、「家族の理解や関心が十分でなかったり、逆に、過剰にかかわってしまっていることがあって、自分らしい自立した生活をめざす妨げになっていることがある」、「これまでのかわりや家族の事情もあって、本人が望むような家族からの支援が得られないことがある」など、意思決定支援の大切さを指摘する意見がありました。

障がいのある人の自分らしい自立した生活が営めるよう、本人の意思を尊重し、意思決定についてしっかりと支援していくことが大切です。

○障がいのある人を支援に関係する団体や組織の連携を図っていくことが大切だ

福祉団体ヒアリングでは、「障がいのある人への支援は、地域の理解と協力を求め巻き込みながら、関係する組織や団体が行政とともに連携し、すすめていくことが大事だ」との意見がありました。

課題把握調査では、「速やかな支援をすすめていくため、支援を行政と医療や福祉にかかわる団体・組織との密な連携が求められている」、「障がいのある人やその家族の支援をすすめていくためには、広く説明と理解を求めながら、さまざまな機関と地域と家庭が連携できる体制づくりが大事だ」、「家庭と学校や施設、そして行政が、しっかりと連携して支援をすすめていくことが大事だ」との意見がありました。

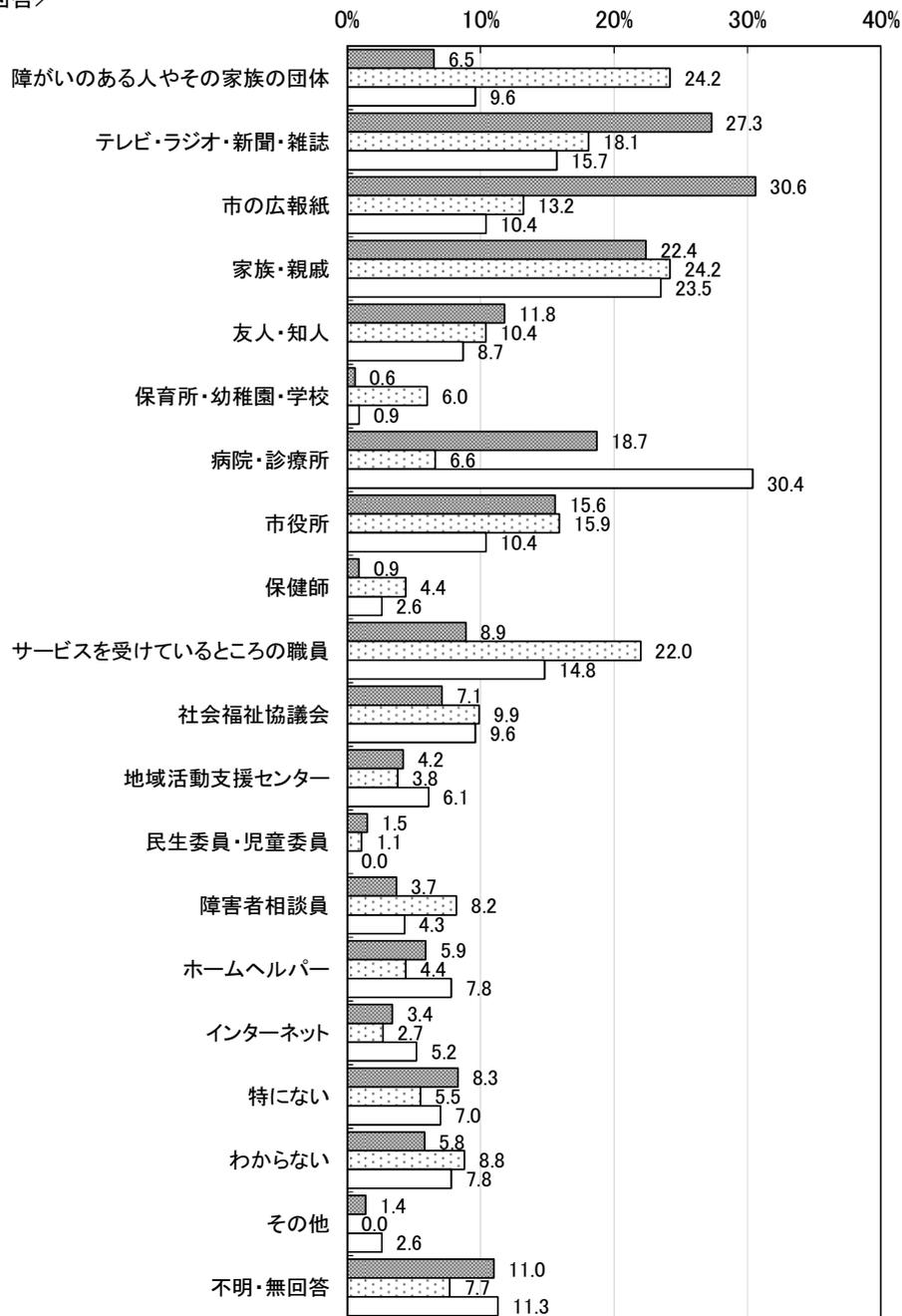
障がいのある人の支援に関係する団体や組織の連携を図っていくことが大切です。

○生活支援のために大切になる情報をきちんと提供されることが求められている

当事者アンケートにおいて、福祉に関するサービスなどに関する情報の入手先についてたずねたところ、身体障害者手帳*の所持者では「市の広報紙」が、療育手帳*の所持者では「障がいのある人やその家族の団体」「家族・親戚」が、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「病院・診療所」と回答する人が高い割合となりました。

<福祉に関するサービスなどに関する情報の入手先について>

<複数回答>



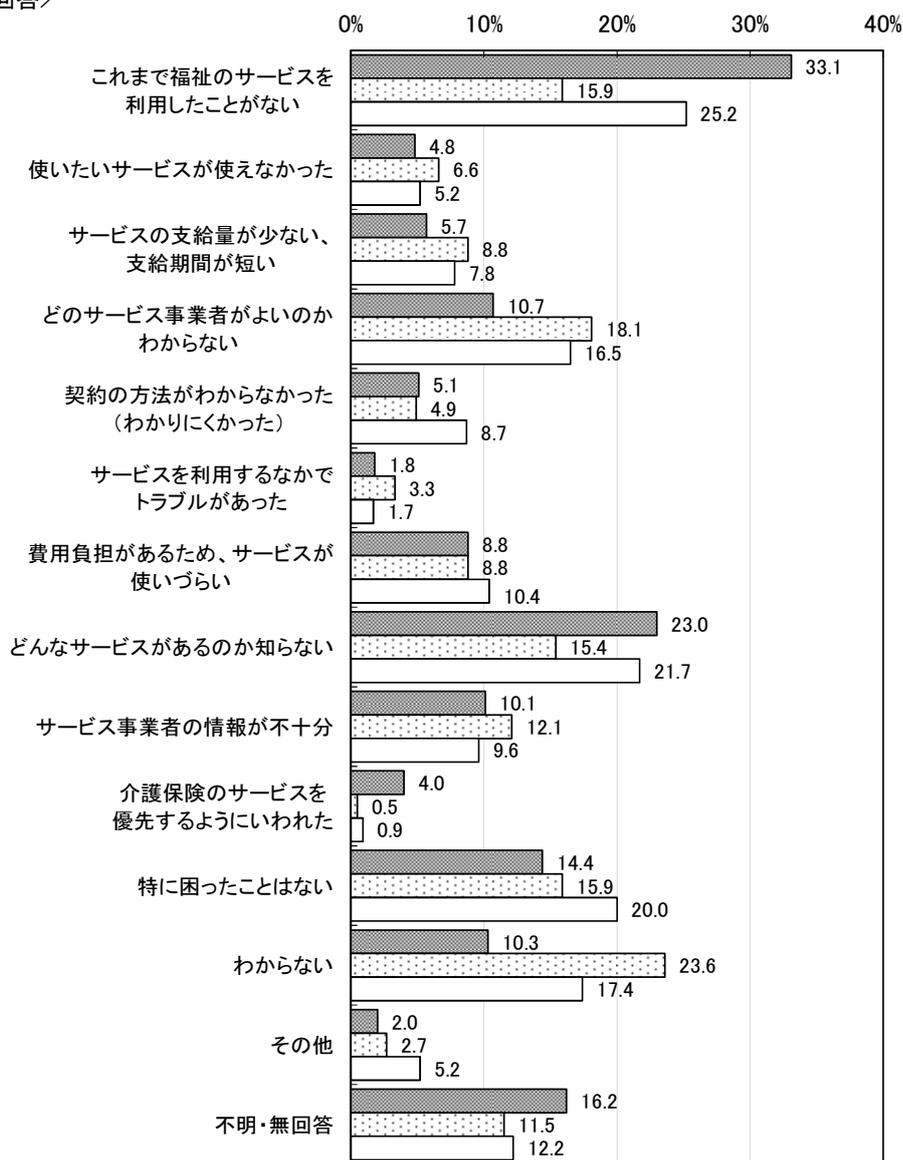
■ 身体障害者手帳(N=1,176) □ 療育手帳(N=182) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=115)

第4章 取り組んでいく施策
第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます

また、福祉のサービスを利用するときの困りごとについてたずねたところ、身体障害者手帳*、もしくは精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「これまで福祉のサービスを利用したことがない」に次いで「どんなサービスがあるのか知らない」と回答した人の割合が高くなりました。また、療育手帳*の所持者では「どのサービス事業者がよいのかわからない」と回答した人の割合が高くなりました。

＜福祉のサービスを利用するときの困りごとについて＞

＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=1,176) □ 療育手帳(N=182) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=115)

さらに、当事者アンケートでは、できる限り対応してほしい配慮として、「福祉やバリアフリー*などに関する情報をていねいにわかりやすく発信してほしい」との意見がありました。

福祉団体ヒアリングでは、「障がいのある人や障がいのある子どもを支援する制度などについての情報提供をいろんな手段を使って行っていくことが大事だと思う」との意見もありました。

課題把握調査では、「障がいのある人に対する支援の情報が、必要な人たちに十分に伝わっていない」、「福祉サービスのことをよく知らなかったり、困りごとを改善するための情報や相談できなかつたりすることがある。情報を得やすくする工夫が必要だ」、「支援のための情報を入手できる機会が限られてしまっていることで、家族のなかで問題を抱え込んでしまっていることがある」との意見がありました。

障がいのある人やその家族に対し、必要とされる福祉に関する支援など、地域での生活を営むうえで大切になる情報について、きちんと提供されることが求められています。

○必要な支援につながるよう、きめ細かいていねいな相談支援が求められている

当事者アンケートにおいて、悩みや困ったことを相談するところについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「家族・親戚」の割合が高く、6割を超えました。また、療育手帳*の所持者では「サービスを受けているところ（施設や事業所など）」、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「病院・診療所」の割合が他と比較して高くなりました。

福祉団体ヒアリングでは、「困ったときにすぐに相談できる場所、対応してもらえところがほしい。そのような場所と人材を確保していくことが大事だ。相談に出向くことが難しい人たちに対しては、支援する人たちのほうが出向いていくことも求められている」との意見がありました。

課題把握調査では、「相談する機会が限られてしまっていることで、家族のなかで問題を抱え込んでしまっていることがある」、「きちんと相談支援につながっていないこともあって、家族が障がいのある人のことを理解できていないことがある。家族のなかでも理解の差が生じてしまっている」との指摘とともに、「相談支援のための専門職の増員とともに、スキルアップの場や機会が求められている」や「行政のほうから地域に出向き、家庭訪問などを行うことで実態を把握し、適切な支援につないでいく取り組みが求められている」などの意見がありました。

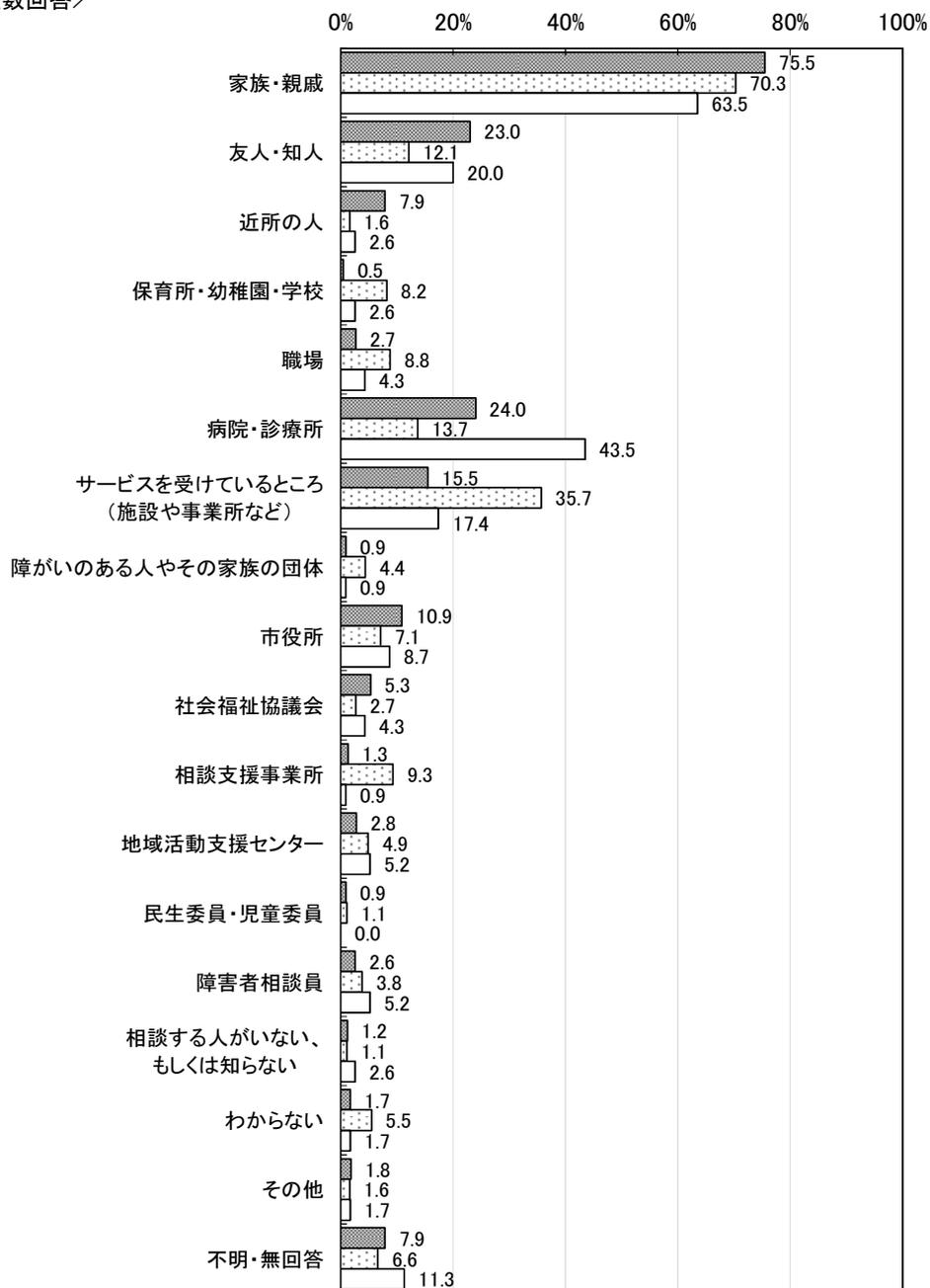
障がいのある人やその家族に対し、困りごとや悩みごとを抱え込むことなく、必要な支援につながるよう、きめ細かいていねいな相談支援が求められています。



第4章 取り組んでいく施策
 第2節 自分らしい自立した生活を支援していきます

<悩みや困ったことを相談するところについて>

<複数回答>

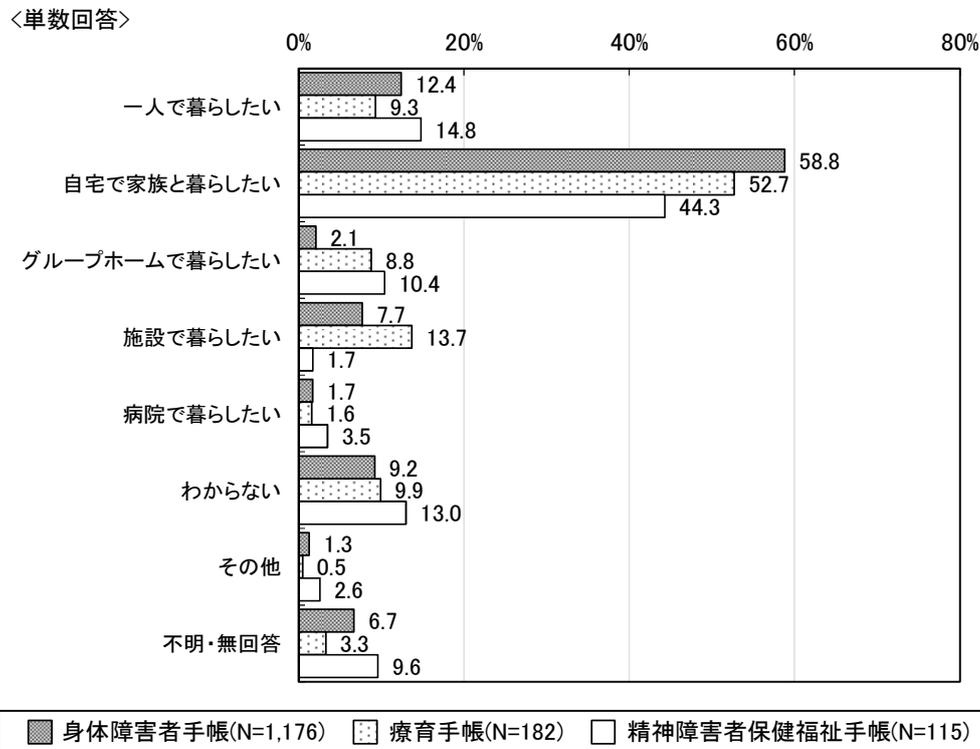


■ 身体障害者手帳(N=1,176) ■ 療育手帳(N=182) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=115)

○今後の暮らし方のより良い選択のために悩んでいる様子が見えてくる

当事者アンケートにおいて、今後の暮らし方の希望についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「自宅で家族と暮らしたい」の割合が高く、約半数を占めました。

＜今後の暮らし方の希望について＞



福祉団体ヒアリングでは、「親亡き後のことを考えると、自分たちが元気なうちに将来のことを考えた独り立ちの支援をきちんとやっておかないといけないと思うけど、心配と不安ばかりが先に立って、なかなか踏み出せないでいる」との意見がありました。さらに、暮らしの場について、「グループホーム*がたくさんできているけど、その利用にあたっては、そこでの生活が本人の希望や障がいの特性にあったものなのかときちんから見極めることが大事だ」との意見がありました。

課題把握調査では、「親亡き後のことや親が高齢になって介護や支援ができなくなったことを心配し、不安を感じている」などの多くの意見とともに、「障がいのある人たちの高齢化に対応していくことが求められている」や「子どもが成長する一方で、親の体力が落ちていくなど、高齢になってきた家族による支援や介護が大変になってきているところがある」といった意見がありました。さらに、暮らしの場について、「家族介護者の高齢化もあって施設入所も考えないといけないと思っているけど、その利用や利用のタイミングを計りかねている様子」や「住み慣れた地域での暮らしを続けていくための通所施設やグループホーム*などの整備や整備のための支援が必要だ」との意見がありました。

自宅で家族と暮らしたいとの希望がある一方で、本人の自立した生活や家族介護者の高齢化などを背景に、施設入所やグループホーム*の利用も検討している様子や、より良い選択のために悩んでいる様子が見えてきます。

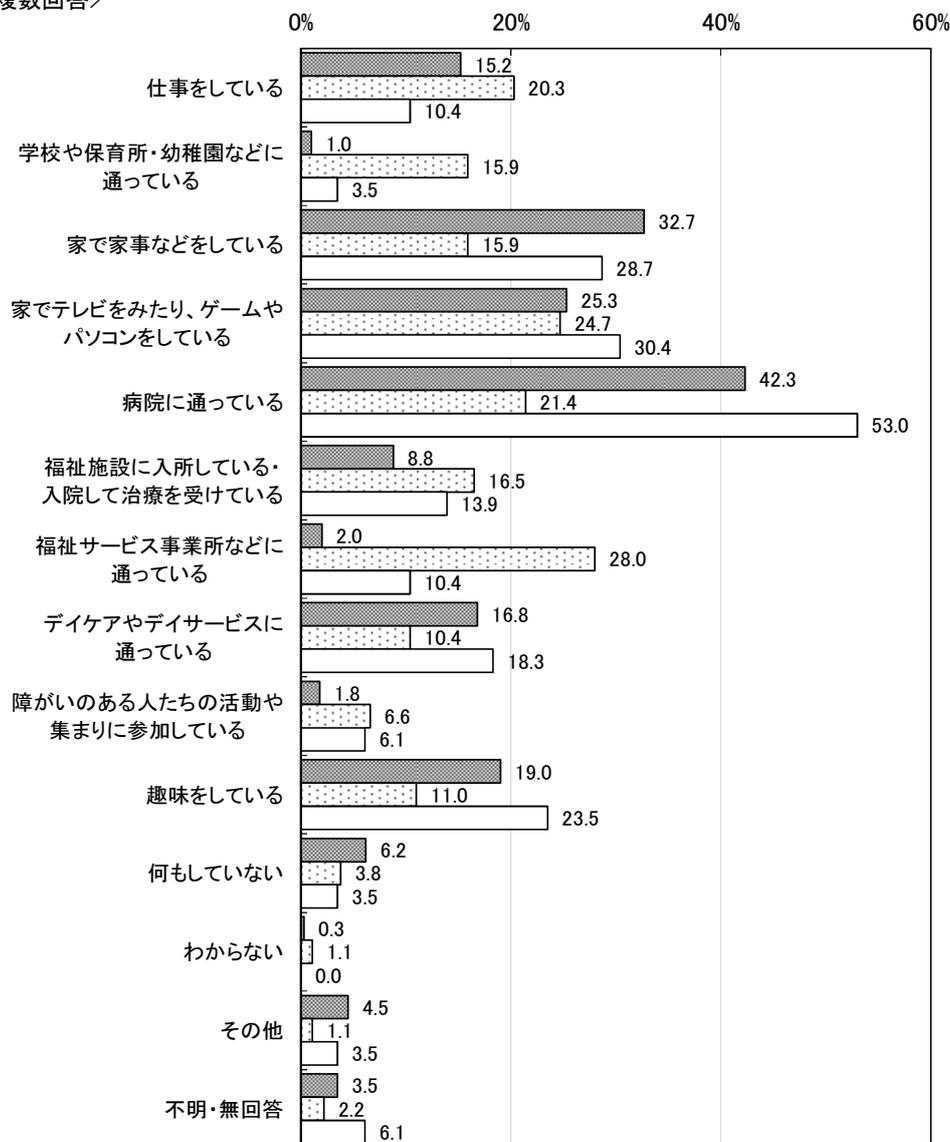
○日常的な外出や社会参加のため、移動支援の充実が求められている

当事者アンケートにおいて、日中の過ごし方についてたずねたところ、身体障害者手帳*、もしくは精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「病院に通っている」と回答した人が、療育手帳*の所持者では「福祉サービス事業所などに通っている」と回答した人の割合が高くなりました。日中の過ごし方として、病院や福祉サービス事業所に通うため、外出する機会が多い様子がうかがえます。

また、外出の頻度についてたずねたところ、身体障害者手帳*、もしくは療育手帳*の所持者では「ほぼ毎日」と回答した人が、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「週に3～4回程度」と回答した人の割合が高くなりました。療育手帳*の所持者では「ほぼ毎日」の割合が他と比較して高くなりました。

<日中の過ごし方について>

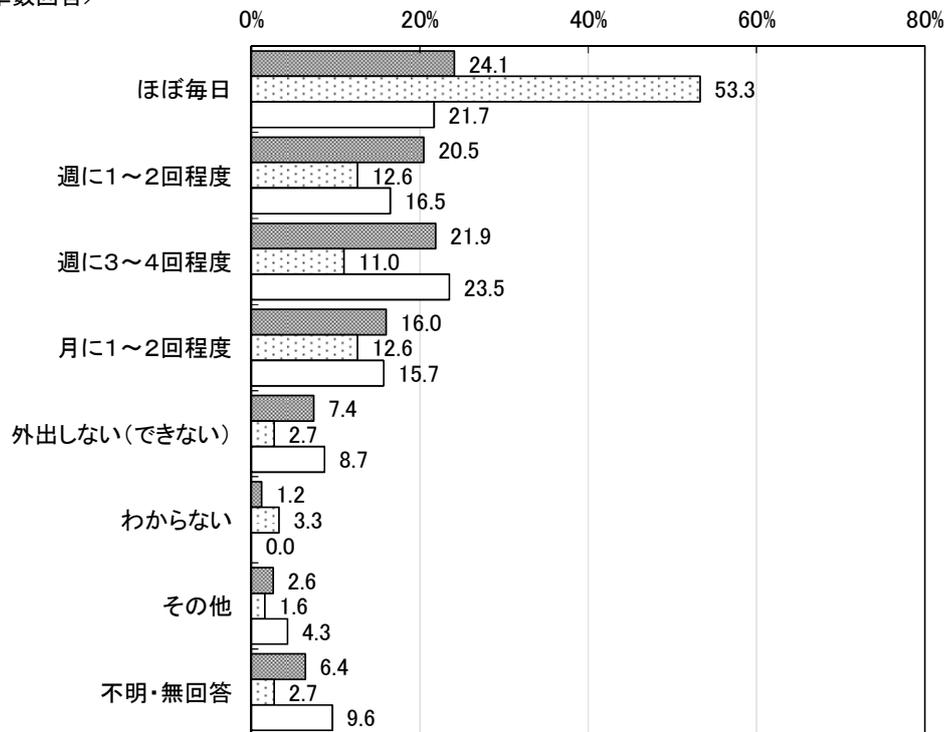
<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=1,176) ■ 療育手帳(N=182) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=115)

<外出の頻度について>

<単数回答>



■ 身体障害者手帳(N=1,176) □ 療育手帳(N=182) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=115)

また、**当事者アンケート**では、できる限り対応してほしい配慮として、「移動支援をより充実させてほしい」や「タクシーを含め交通機関を利用するときの減額免除の制度をより充実させてほしい」との意見がありました。

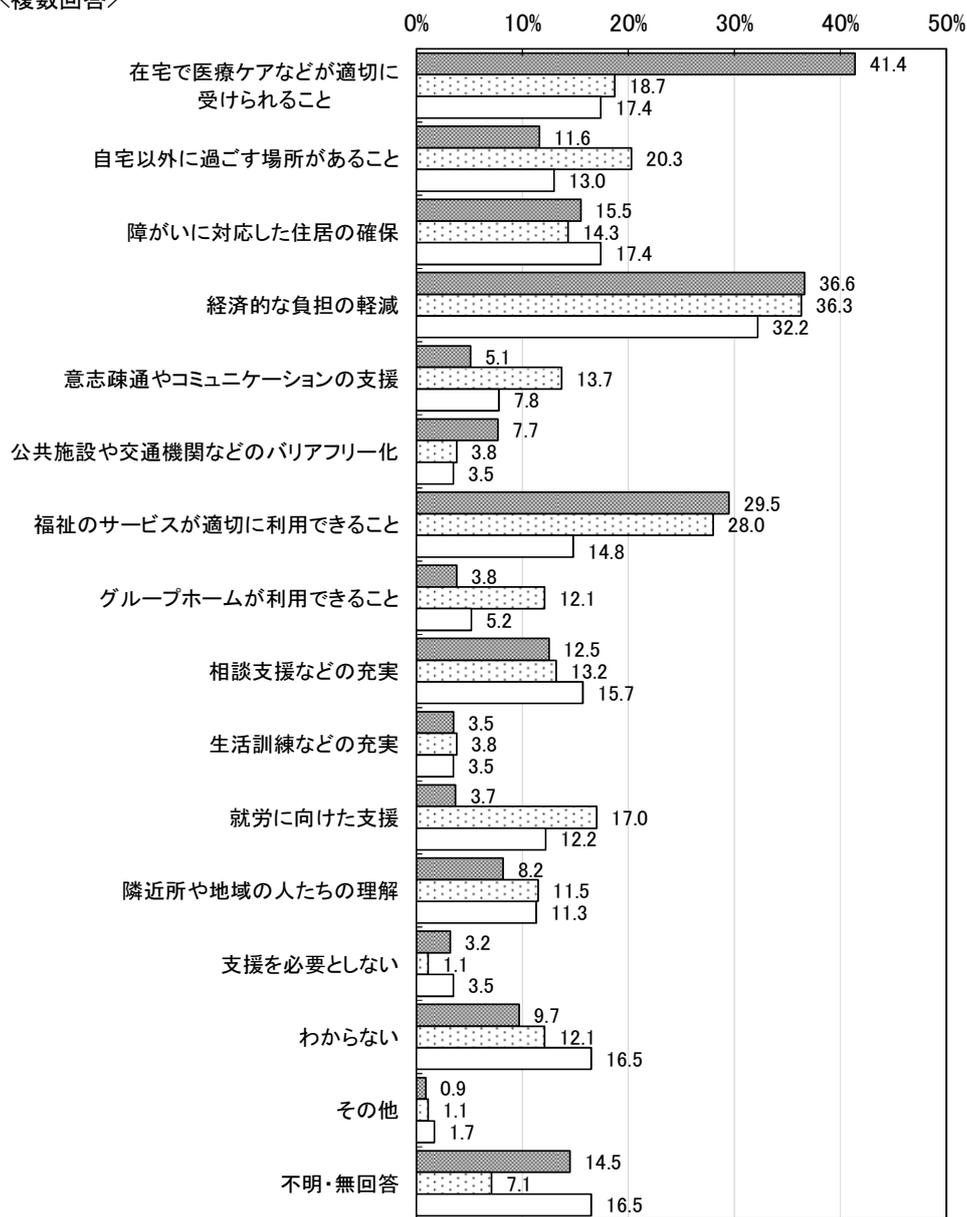
福祉団体ヒアリングでは、「外出を促すような場や機会が工夫され、充実させていくことが大切だ」、「社会参加のために、移動手段の確保はとても重要なことだ。便宜を図ってもらいたい」、「定期的な通院をきちんと続けていくために、また、社会参加をすすめていくためにも、外出に必要な交通費の減免措置などの施策が大切だ」などの意見がありました。

日常生活のなかで外出や、社会参加を促すためにも、移動支援の充実が求められています。

○生活に困窮している障がいのある人やその家族に対する適切な支援が求められている
当事者アンケートにおいて、地域生活において求められる支援についてたずねたところ、
いずれの手帳所持者においても「経済的な負担の軽減」の割合が高くなりました。

<地域生活において求められる支援について>

<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=1,176) □ 療育手帳(N=182) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=115)

福祉団体ヒアリングでは、「障がい福祉サービス*の支給時間や支給日数が十分でなかったり、自己負担も厳しいと感じている」との意見がありました。

課題把握調査では、「経済的に頼れる人や就労も難しいことから、食費をはじめとした生活費や通院などに必要な交通費を賄うことが困難なところがある」など、生活に困窮している

様子についての意見がありました。また、生活困窮の背景として、「計画的な十分な金銭管理ができていない世帯もある。そのような世帯では、食費を工面することも難しくなっていることがあり、状況把握を含め、適切な支援が求められている」、「経済的な負担が以前に比べると大きくなっている。障がいのある人の金銭管理の問題もあって、家族が経済的に圧迫されていることもある」など、金銭管理に関する課題を指摘する意見がありました。

生活に困窮している障がいのある人やその家族に対する適切な支援が求められています。

施策の方針

- ◇ 障がいのある人の生活支援のための基盤づくりをすすめ、自分らしい日常生活または社会生活が営むことができる「共生社会*」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、
- ① 生活を支援する情報提供や相談支援体制を充実させるとともに、障がい福祉サービス*などによる生活支援の充実を図ります。
 - ② 施設に入所している人や入院中の精神障がいのある人の退院や地域移行を促進するための環境整備をすすめます。

具体的な施策

(1) 生活を支援する情報提供の充実

取り組み内容	所管課
市の広報紙やインターネット、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。	社会福祉課

(2) 生活を支援する相談支援体制の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、市内や近隣地域の相談支援にかかわる関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。	社会福祉課
相談支援にかかわる市職員の専門的知識の充実や適正配置をすすめるとともに、行政機関や医療機関、障がい福祉サービス*事業所などの保健・医療・福祉・教育・就労などの専門職の連携強化を図ります。	社会福祉課
相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。	社会福祉課
市役所だけでなく、障害者相談員など、身近なところで相談支援ができる体制の整備を図っていくとともに、障がいのある人やその家族による相談活動の取り組みを支援するなど、障がいのある人がより相談しやすい環境づくりをすすめます。	社会福祉課

(3) 生活を支援するサービスの充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス*事業所、当事者やボランティアの団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実に努めます。	社会福祉課
障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいや生活の場の確保などの生活援助の充実に努めます。	社会福祉課
障がいのある人の生活の支援や、社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実に努めます。	社会福祉課
地域での安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、日常生活用具*や補装具*、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行います。また、経済的支援の充実に努めるため、受給条件の緩和などの検討をすすめます。	市民課 保護課 社会福祉課
障がいのある人を支援する家族介護者の休息の機会や、家族介護者同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と協力しながら、充実に努めます。	社会福祉課
障がいのある人の生活や就労などの支援を担う専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士など）について、その重要性や役割、養成の場や機会などに関する情報提供の充実に努めながら、人材の育成や確保のための取り組みをすすめます。	学校教育課 社会福祉課

(4) 地域生活への移行支援の充実

取り組み内容	所管課
住まいと生活の場に関する受け入れ条件が整えば病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援をすすめます。	社会福祉課



2 保健・医療サービスの充実

●● 現状と課題 ●●

○保健や医療のサービスをきちんと利用できる安心感のある地域生活の支援が大切だ
当事者アンケートにおいて、かかりつけ医の有無についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「いる」の割合が高くなりました。

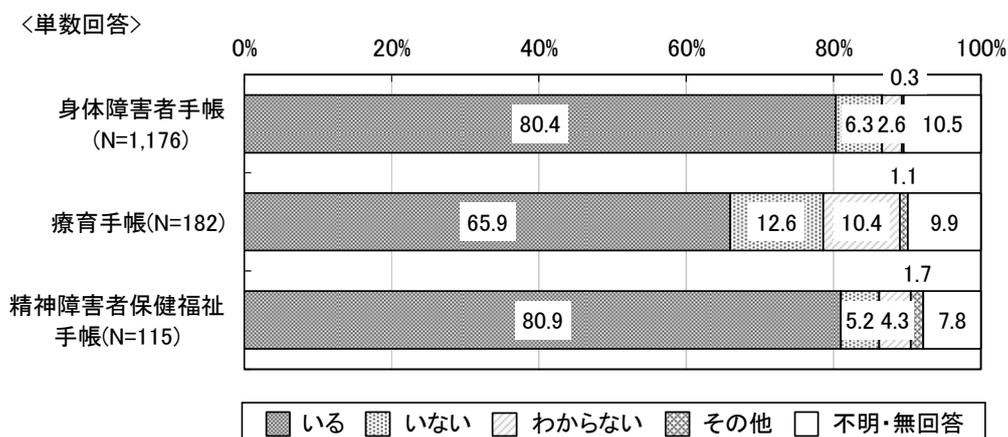
また、現在の生活で困っていることや不安なことについてたずねたところ、身体障害者手帳*、もしくは精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「自分の健康や体力に自信がない」と回答した人の割合が高くなりました。

当事者アンケートにおいて、保健や医療に関して困っていることについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「待ち時間が長い」の割合が高くなりました。また、配慮が感じられたこととして、「介護職や医療職の人たちがいていないに支援してくれる」といった意見がありました。その一方で、「受診をうまくできないことがある」との意見がありました。

福祉団体ヒアリングでは、「病院を受診するときや散髪などのとき、障がいの特性を理解してもらえなくて、断られてしまうことがあった」との意見がありました。

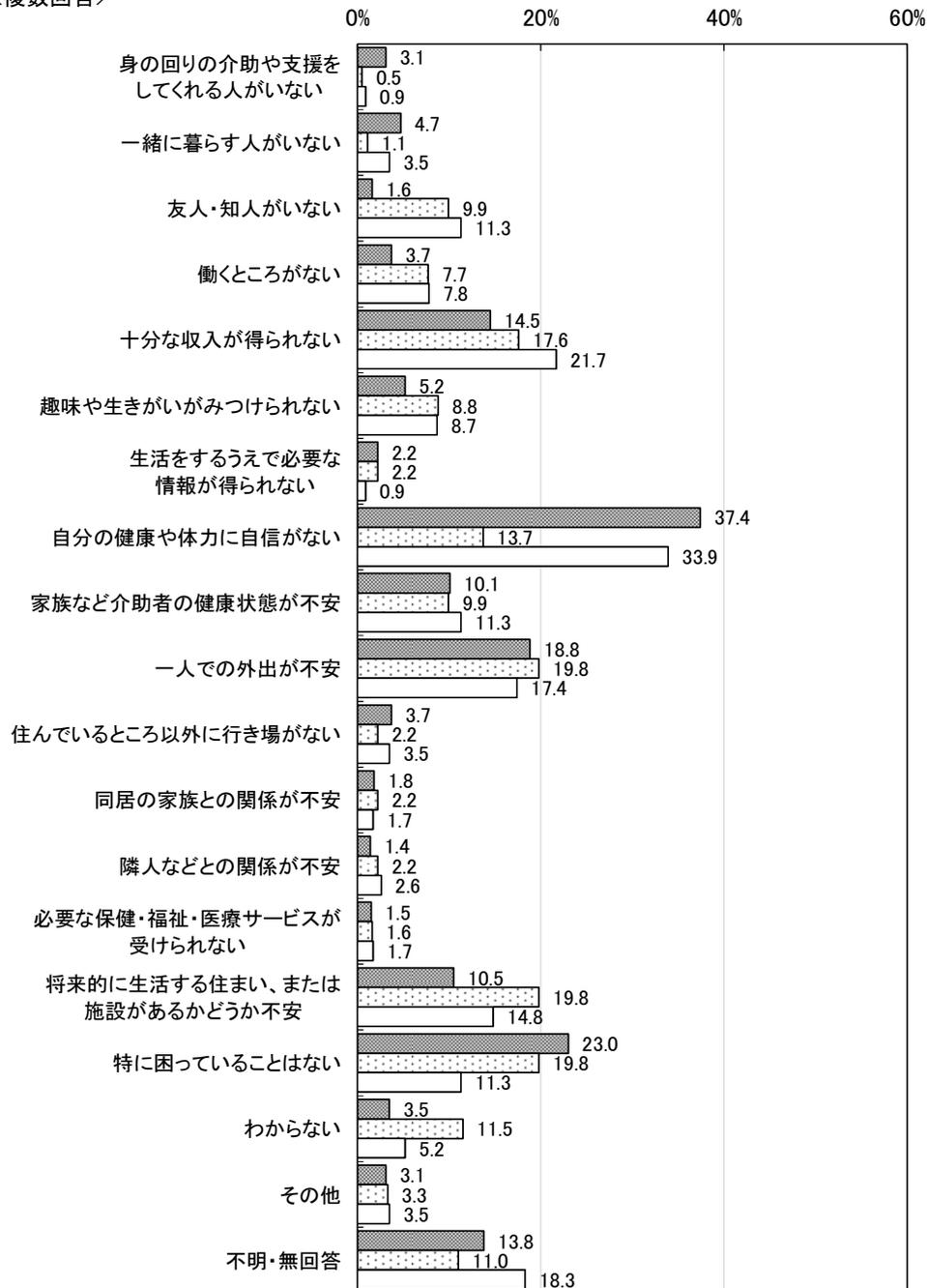
かかりつけ医との関係を深めながら、保健や医療のサービスをきちんと利用でき、安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができるよう支援していくことが大切です。

<かかりつけ医の有無について>



<現在の生活で困っていることや不安なことについて>

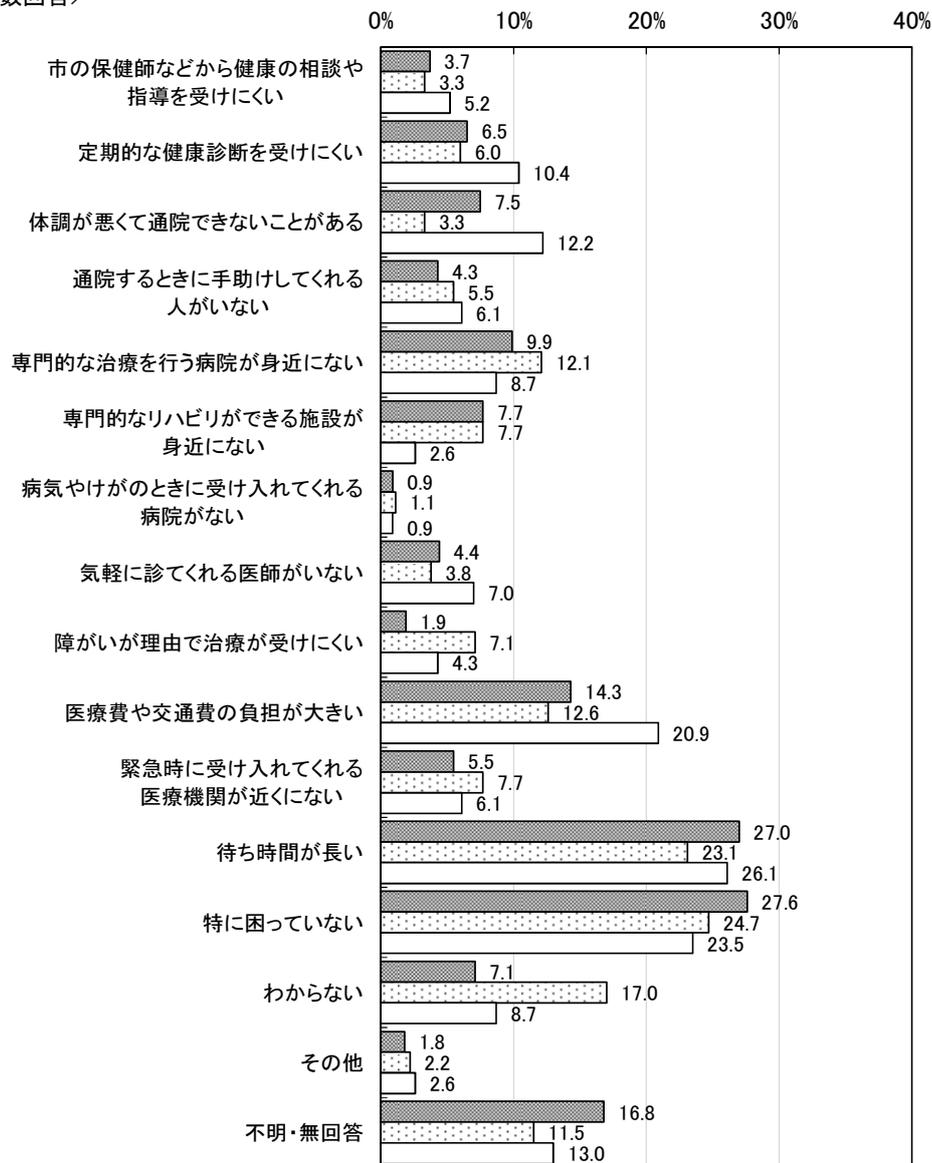
<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=1,176) ■ 療育手帳(N=182) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=115)

＜保健や医療に関して困っていることについて＞

＜複数回答＞



■ 身体障害者手帳(N=1,176) ■ 療育手帳(N=182) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=115)

施策の方針

◇ 保健や医療の面について安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができる「共生社会*」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ① 適切な支援につないでいく障がいの早期発見体制の充実を図ります。
- ② 障がいの原因となる疾病などの予防・治療をすすめ、健康管理を支援します。
- ③ 障がいのある人や難病*を抱える人が、身近な地域で保健・医療サービスやリハビリテーション*を受けられることができる施策や体制づくりをすすめます。

具体的な施策

(1) 適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実

取り組み内容	所管課
乳幼児健康診査などの母子保健事業や、保育所（園）や幼稚園などでの保育・教育活動において、障がいの早期発見のための体制の充実に回り、関係機関と連携を強化しながら早期療育*につなげます。	健康課 こども育成課
障がい受容の観点などから、児童や保護者などの個々の状況に応じた相談支援をていねいにすすめながら、適切な療育*支援につなげます。	健康課 こども育成課

(2) 障がいの原因となる疾病などの予防・治療の推進

取り組み内容	所管課
障がいの悪化や原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種検診（がん検診など）の受診や健康教育、健康相談などを実施します。	健康課
障がいのある人の健康づくりを支援するため、本人や家族などに対する日常的な健康管理や健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、受診しやすい健診体制の整備、健康相談、保健指導の充実に努めます。	健康課

(3) 保健・医療サービスやリハビリテーション*の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人が、障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*の考え方を踏まえつつ、身近な地域で、いつでも必要かつ適切な切れ目のない保健・医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携を強化しながら、体制づくりに努めます。	健康課 社会福祉課
地域での自立した生活を支えていくため、障がいの程度に応じた継続的かつ総合的な治療や訓練を提供できるように、関係機関との連携のもと、地域におけるリハビリテーション*体制の充実に努めます。	健康課 社会福祉課

(4) 精神保健・医療施策の推進

取り組み内容	所管課
精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、住民への普及啓発や相談支援の充実を図るとともに、精神科医療機関と他の医療機関との連携をすすめます。	健康課 社会福祉課
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、医療機関、福祉事務所、相談支援事業所などの関係機関間の連携を強化し、きめ細かい支援が必要な人に対応できる体制づくりをすすめます。また、ひきこもり状態にある人やその家族への支援策のさらなる充実について検討します。	社会福祉課
精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センター*や相談支援事業所などによる日常的なかかわりなどとともに、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。	社会福祉課

(5) 難病*患者などへの支援の充実

取り組み内容	所管課
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所および福祉事務所が連携し、医療機関と協力しながら、専門的な情報提供や相談支援の強化に努めます。また、必要に応じ「福岡県難病相談・支援センター*」につなぎます。	健康課 社会福祉課
難病*患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健および医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。	健康課 社会福祉課

3 雇用と就労の充実

●● 現状と課題 ●●

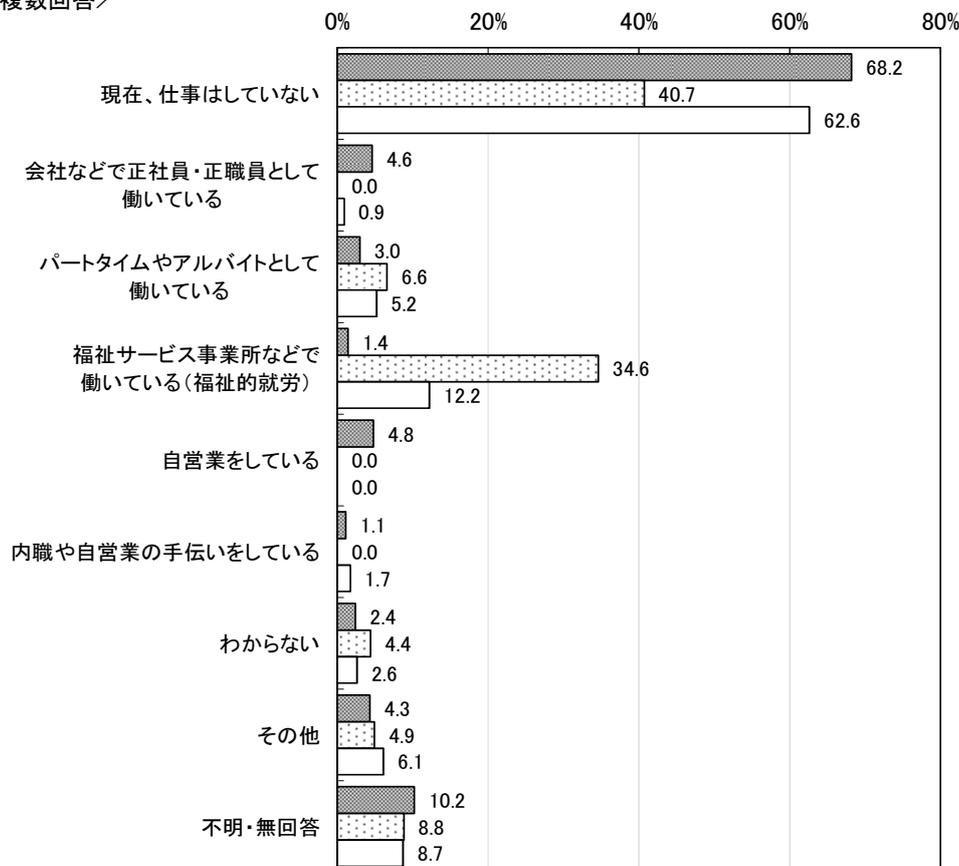
○障がいのある人の就労支援や就労を継続していくための支援が求められている

当事者アンケートにおいて、現在の仕事についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「現在、仕事はしていない」の割合が高くなりました。障がいのある人の高齢化がすすんでいることもあって、就労している人の割合が低くなっています。療育手帳*の所持者では「福祉サービス事業所などで働いている（福祉的就労*）」と回答した人の割合が他と比較して高くなりました。

また、働く場合に求める配慮についてたずねたところ、療育手帳*の所持者では「仕事のやり方をきちんと教えてもらえること」や「障がいに合わせた働き方ができること（仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮）」、「障がいのある人が働ける場が増えること」、「職場内で、障がいに対する理解があること」の割合が高くなりました。精神障害者保健福祉手帳*の所持者についても、ほぼ同じ回答が高い割合となりました。

<現在の仕事について>

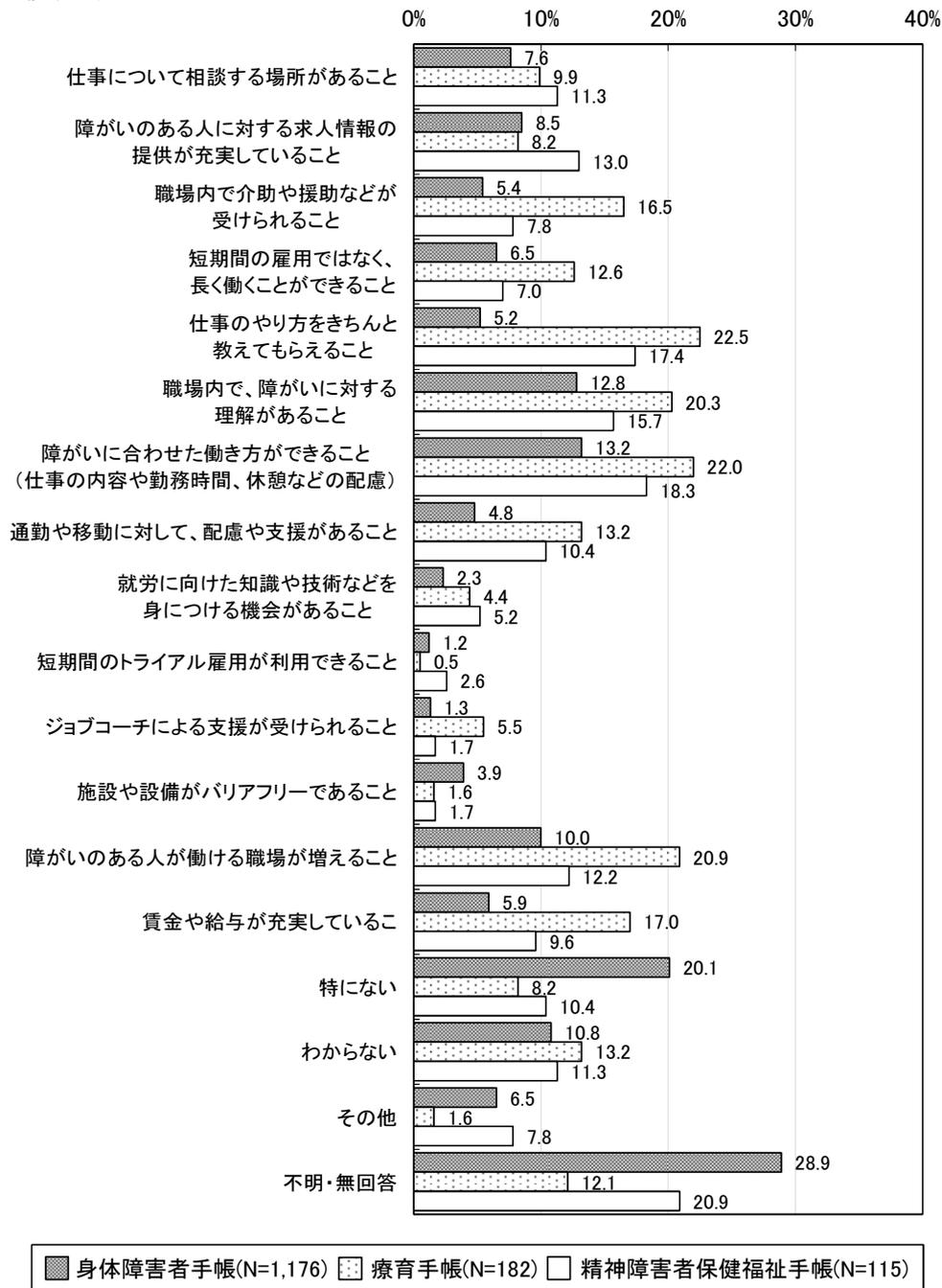
<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=1,176) ■ 療育手帳(N=182) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=115)

＜働く場合に求める配慮について＞

＜複数回答＞



また、**当事者アンケート**では、配慮が感じられたこととして、「仕事場での配慮が感じられる」との意見があった一方で、「職場や求職の場面で配慮が足りないと感じることがある」との意見がありました。さらに、できる限り対応してほしい配慮として、「求職や就職の場や機会、職場における配慮がほしい」との意見がありました。

福祉団体ヒアリングでは、「仕事に就くことが難しいし、就労を続けていくことも職場での理解やサポートが得られないと難しい。無理をしてしまうと体調を壊してしまう。自分にあっただ仕事をみつけることができればと思う」との意見がありました。

課題把握調査では、「就労をすすめていくとともに、就労できた場合はその定着を図っていくことが大事になってくる」と指摘する意見がありました。また、「生活保護受給世帯のなかには、障がいのある人自身の勤労意欲が低下してしまっていることがある」と指摘する意見とともに、「障がいのある人たちが、就労に向けた教育や相談支援を活用していくことできる取り組みをすすめていくことが大事だ」との意見もありました。就労に向けた教育や支援をていねいに行っていくことが大切です。就労の場の確保のため、「行政機関での障がいのある人の就労の機会の充実を図っていくことが大事だ」との意見もありました。

障がいのある人の就労支援や就労を継続していくための支援が求められています。

○障がいのある人の就労に関する情報提供の充実が求められている

課題把握調査では、「障がいのある人の就労の促進と定着のためには、就労に関する情報提供をていねいに行っていくことが大事だ」や「地元企業を中心に、障がいのある人の就労支援制度に関する説明会や、合同面談会や意見交換会などを開催しながら、就労の機会づくりをすすめていくことが大事だ」、「一般企業や事業所に対する障がいのある人の就労についての広報や啓発活動、障がいや障がいのある人の理解を深めるための研修などの場や機会の充実を図っていくことが大切だ」など、障がいのある人の就労に関する情報提供についての大切さを指摘する意見が多くありました。

障がいのある人の就労に関する情報提供について、本人にも、事業所に対しても、その充実が求められています。

施策の方針

◇ 仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感できる「共生社会^{きょうせいしゃかい}*」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ① 一般就労*を希望する障がいのある人ができる限り就労でき、さらに就労が継続できるように支援します。
- ② 一般就労*が困難である障がいのある人に対しては、就労継続支援B型事業所*などで就労し、活動できる取り組みをすすめます。
- ③ 福祉的就労*の場が充実したものになるように支援します。

具体的な施策

(1) 就労支援の推進

取り組み内容	所管課
国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率*の順守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮*の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と障がいのある人が働きやすい職場環境づくりをすすめるため、住民や事業者、関係団体などに対する啓発活動の充実を図ります。	社会福祉課
一般企業や事業所への就労や就労移行支援*など、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援をすすめていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、就労の意向があるにもかかわらず就労できない障がいのある人のため、障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*に関する啓発などを含め、企業への働きかけをすすめます。	社会福祉課

(2) 雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るため、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。	社会福祉課
相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校*卒業生や就労移行支援*事業所の通所者などの就業を促進します。	社会福祉課

(3) 雇用・就労機会の拡充

取り組み内容	所管課
市内において障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を支援できるよう、取り組みの検討をすすめます。	社会福祉課
計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間企業に率先して障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。	人事秘書課

(4) 福祉的就労*の場の充実

取り組み内容	所管課
身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労*の場などの充実を図ります。	社会福祉課
就労継続支援B型事業所*などの障害者就労施設への優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめるとともに、障害者就労施設がかわる物品の販売などを支援します。	全課 (物品・役務など発注課)

4 安心・安全対策の推進

●● 現状と課題 ●●

○災害時の避難行動支援の体制づくりをすすめておくことが求められている

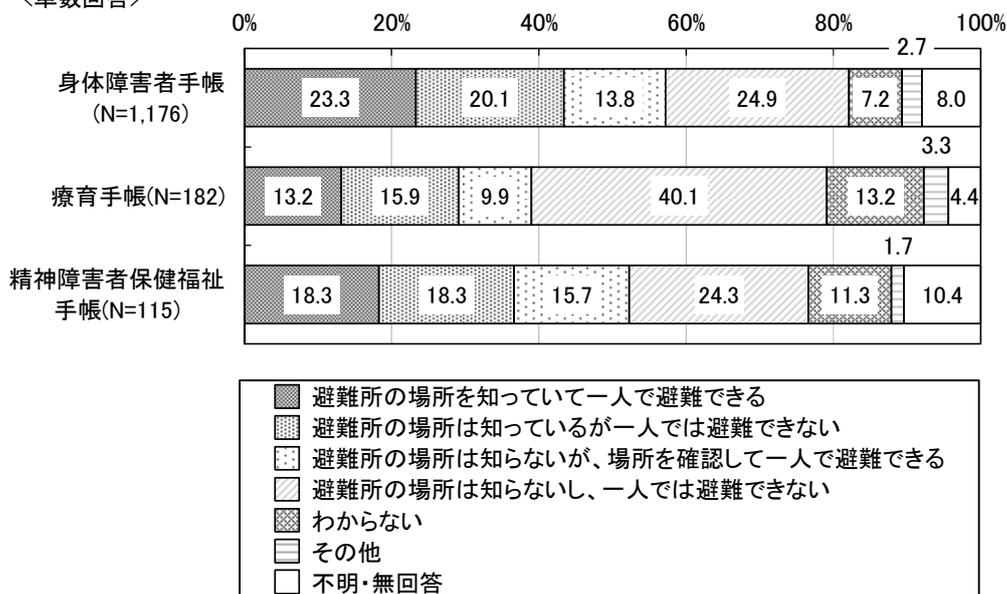
当事者アンケートにおいて、災害が起きたときや起こりそうなときの一人での避難所へ避難についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「避難所の場所は知らないし、一人では避難できない」の割合が高く、特に療育手帳*の所持者では他と比較して高くなりました。

また、家にいるとき、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「家族や親族」の割合が高く、6割以上でした。特に療育手帳*の所持者では他と比較して高くなりました。

さらに、当事者アンケートでは、できる限り対応してほしい配慮として、「災害時に支援してほしい」との意見がありました。

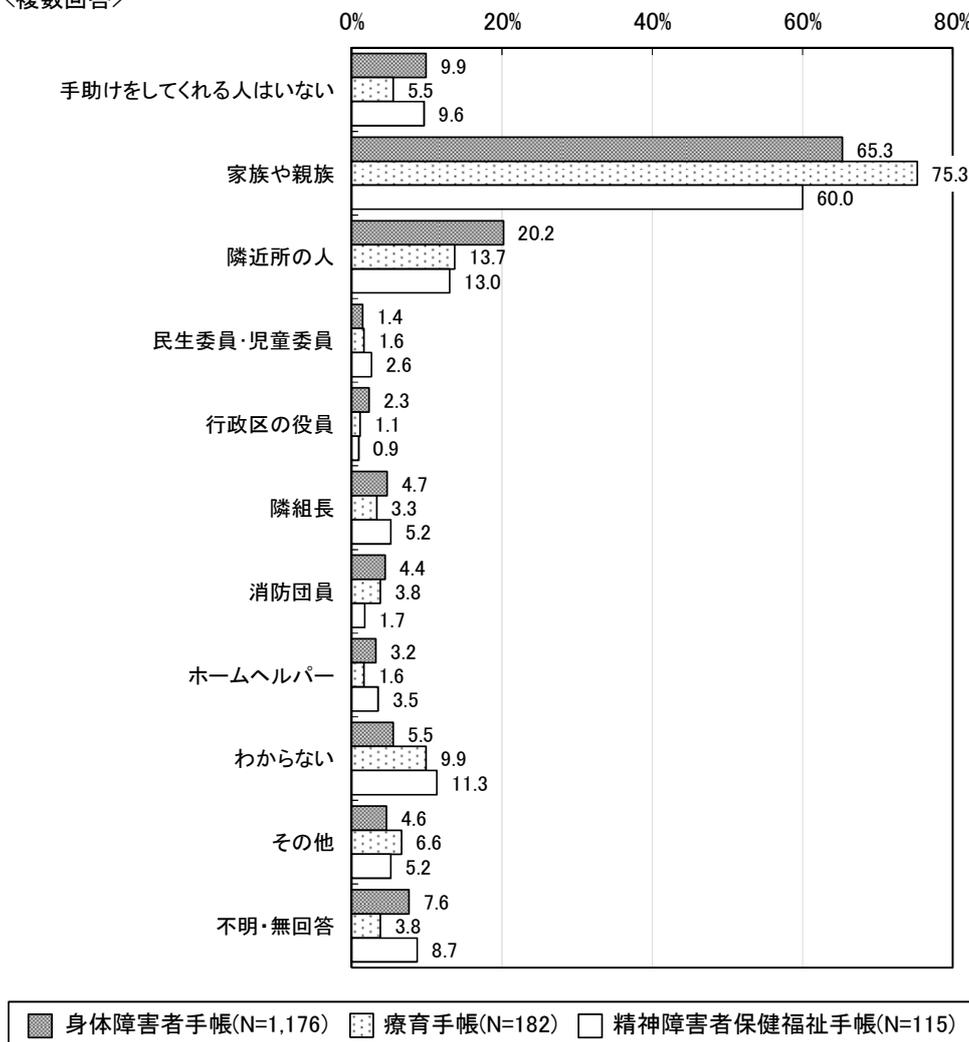
<災害が起きたときや起こりそうなときの一人での避難所へ避難について>

<単数回答>



<家にいるとき、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人について>

<複数回答>



課題把握調査では、「日ごろからのかかわりを深め、信頼関係を構築しておくことが大切だ」、「避難場所などを示した障がいのある人にとってもわかりやすい防災マップを作成するなど、避難行動を支援するための情報を広く提供していくことが大事だ」、「障がいのある人も住民と一緒に参加する避難訓練を定期的に行っていくことが大事だ」、「避難行動の支援や安否確認などのため、障がいのある人の居住状況を事前にきちんと把握しておくことが大事だ」といった意見がありました。

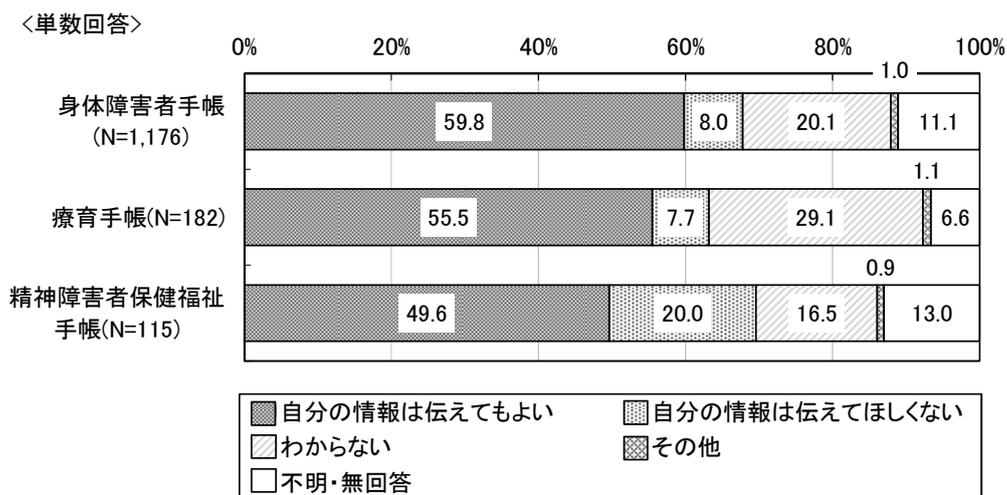
福祉団体ヒアリングでは、「災害時の障がいのある人の特性に配慮した避難所をあらかじめ確保しておくことが大事だ」との意見が、また、課題把握調査でも、「障がいのある人の特性を考慮した福祉避難所をあらかじめ確保しておくことが大切だ」と指摘する意見がありました。

災害時の避難行動に対する適切な支援ができるよう、地域ぐるみでの体制づくりをすすめておくことが求められています。

○災害時避難行動要支援者*のことをきちんと把握しておくことが大切だ

当事者アンケートにおいて、障がいに関する情報を了承する範囲で市役所や行政区などに事前に伝えることについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「自分の情報は伝えてよい」の割合が高く、約半数となりました。一方、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「自分の情報は伝えてほしくない」と回答した人の割合が他と比較して高くなりました。

<障がいに関する情報を了承する範囲で市役所や行政区などに事前に伝えることについて>



課題把握調査では、「避難行動の支援や安否確認などのため、障がいのある人の居住状況を事前にきちんと把握しておくことが大事だ」と指摘する意見がありました。さらに、「災害の発生を速やかに障がいのある人たちへ知らせていくことや、避難場所での情報の伝達などにきちんと配慮していくことが大事だ」との意見がありました。

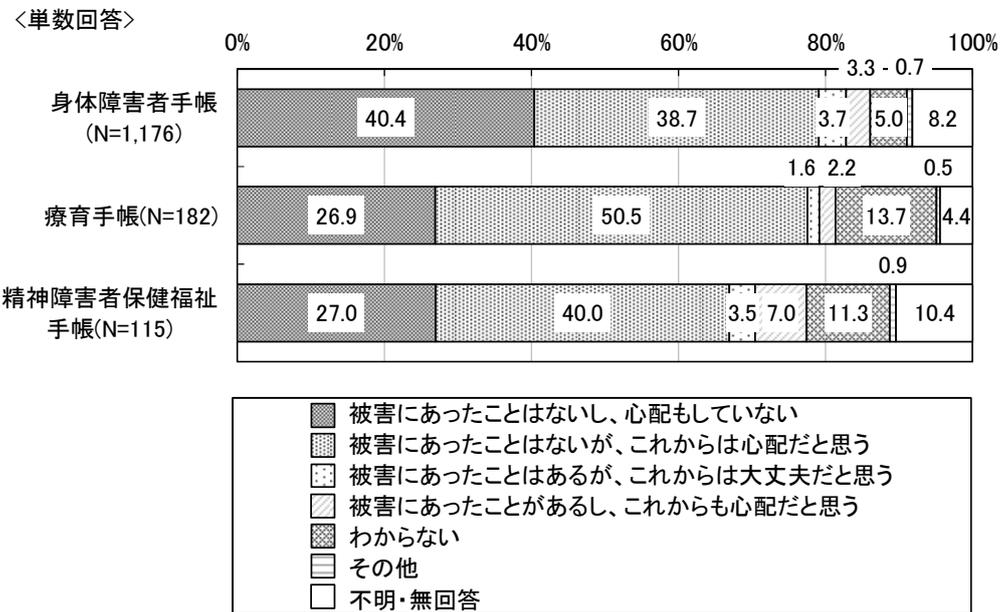
災害時の適切な情報伝達の観点からも、避難行動のための支援が必要な障がいのある人たちのことをきちんと把握しておくことが大切です。

○消費者トラブルに巻き込まれることがないように、被害防止のための取り組みが大切だ

当事者アンケートにおいて、訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあった経験についてたずねたところ、身体障害者手帳*の所持者では「被害にあったことはないし、心配もしていない」と回答した人の割合が高くなりましたが、療育手帳*、もしくは精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」と回答した人の割合が高くなりました。

消費者トラブルに巻き込まれることがないように、被害防止に向けた取り組みが大切です。

<訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあった経験について>



施策の方針

◇ 災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができる「共生社会*」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ① 安心できる地域生活のために、災害時における避難行動などの支援体制づくりをすすめます。
- ② 障がいのある人が、財産権侵害となる悪徳商法などによる消費者トラブルに巻き込まれることがないように、被害防止のための取り組みをすすめます。

具体的な施策

(1) 災害時の避難行動支援体制の充実

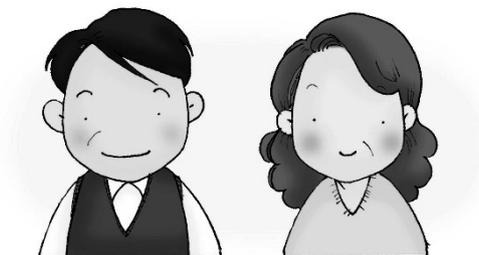
取り組み内容	所管課
災害時の避難行動にかかわる情報伝達について、ファックスや E メールなどの電子媒体の活用など、障がいの特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。	社会福祉課
災害対策基本法*に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちについて、災害が起きたときの円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者*）の把握に努めます。	防災対策課 社会福祉課
災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者*を支援する人たち、障がい福祉サービス*事業所などと、市の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域をあげた支援体制の確立に努めます。	防災対策課 社会福祉課
災害時に一般避難所での生活が困難な障がいのある人の受け入れ先として、民間福祉施設が活用できるよう、施設側との協議をすすめます。	防災対策課
見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者*と日常的なかかわりを深める取り組みを支援します。	社会福祉課

(2) 災害時の多様な情報伝達の実施

取り組み内容	所管課
災害時における情報伝達については、防災行政無線やホームページ、緊急速報メールや防災メールまもるくん、ケーブルテレビや報道機関などを活用し、さまざまな障がい特性に応じた方法・手段の多様化に努めます。	防災対策課 社会福祉課

(3) 消費者被害や犯罪・事故などの防止

取り組み内容	所管課
障がいのある人は情報の入手や意思表示、判断、コミュニケーションなどに支援を必要とする場合があり、消費者被害に巻き込まれないよう、消費生活相談員と連携を図り、訪問販売知識の周知徹底や悪徳商法などの消費者被害防止に向けた情報提供に努めます。	産業振興課
障がいのある人が二重電話詐欺などの犯罪や交通事故の被害にあわな いよう、警察や関係機関と連携しながら防犯および交通安全意識の啓発 に努めます。	防災対策課



第3節 社会参加の機会を充実していきます

1 療育と教育の充実

●● 現状と課題 ●●

○保護者に対するていねいな相談支援が大切だ

課題把握調査では、「障がいのある子どもの進学や義務教育終了後のことなど、将来のことについて悩んでいる」と指摘する意見とともに、「障がいのある子どものきょうだいに、どのようなタイミングや内容で伝えるか、かかわりのバランスをどのように図っていくかなどを悩んでいる」といった意見もありました。

障がいのある子どもを育てている保護者に対するていねいな相談支援が大切です。

○障がいのある子どものための療育*や教育に関する場や機会の充実が求められている

当事者アンケートにおいて、学校や保育所（園）・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」の割合が高く、特に療育手帳*の所持者では他と比較して高くなりました。また、療育手帳*の所持者では「教職員の障がいや障がいのある子どもに対する理解の徹底」の割合も他と比較して高くなりました。

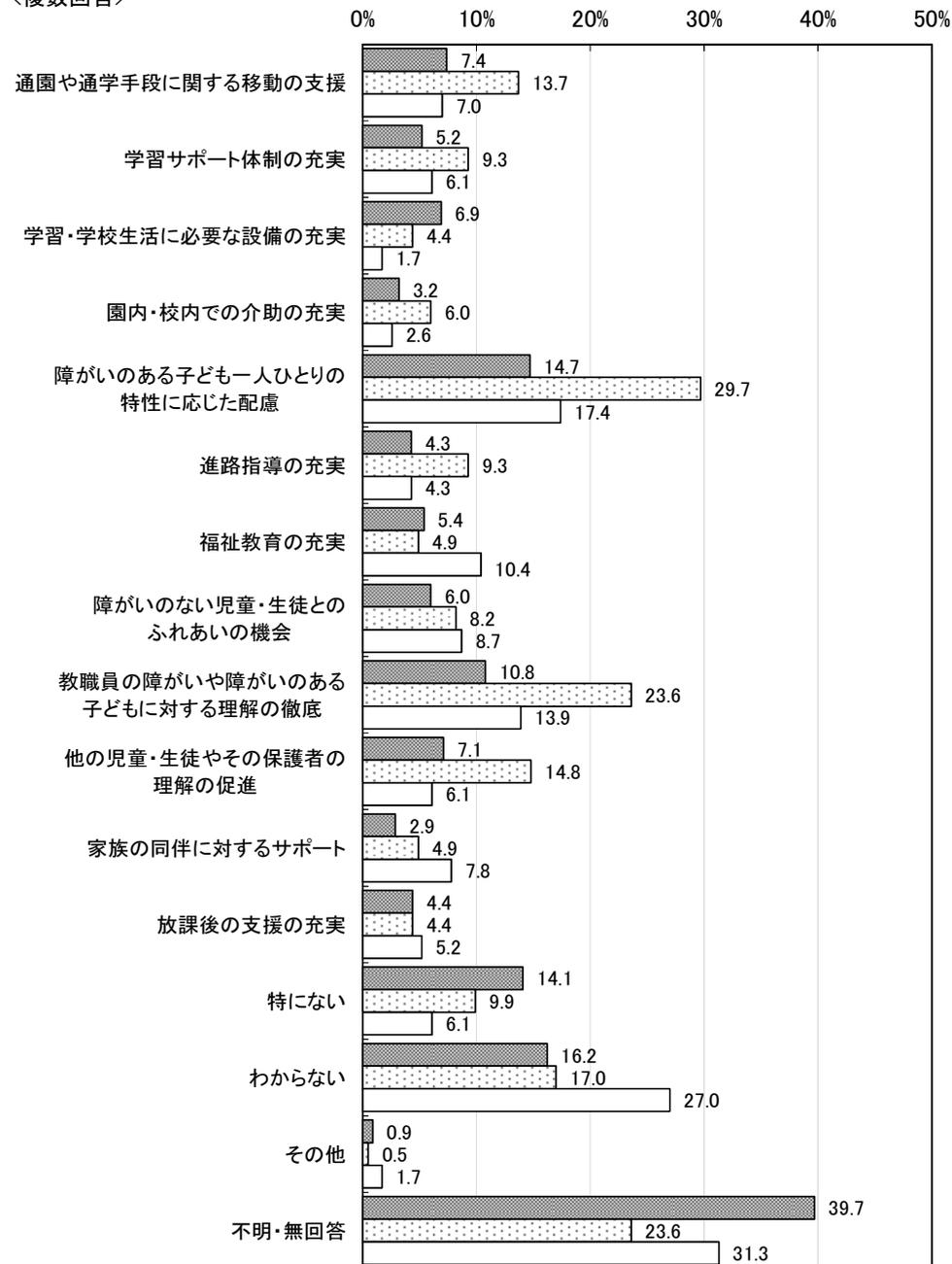
また、当事者アンケートでは、配慮が感じられたこととして、「学校の先生たちが熱心に取り組んでくれる」との意見があった一方で、「保育園や学校などの教育現場で配慮が足りないと感じることもある」との意見がありました。さらに、できる限り対応してほしい配慮として、「教育現場での配慮や療育*の機会をより充実させてほしい」との意見がありました。

課題把握調査では、「障がいのある子どもたちに対する専門職の確保を含め、療育*の場や機会が限られている」と指摘する意見がありました。

障がいのある子どもたちのための療育*や教育に関する場や機会について、教職員などが障がいや障がいのある子どもに対する理解をより深めていくことも含め、充実を図っていくことが求められています。

<学校や保育所（園）・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについて>

<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=1,176) ■ 療育手帳(N=182) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=115)

施策の方針

◇ 適切な療育*と教育の場や機会を充実させ、また、学校教育施設のバリアフリー化をすすめることで、障がいのある子どもの社会参加が促進される「共生社会*」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、

- ① 就学前から就学期における相談支援体制の充実を図ります。
- ② 療育*の場や機会の充実を図ります。
- ③ 障がいのある児童・生徒が、合理的な配慮による必要な支援のもと、それぞれの特性に応じた十分な教育を受けることができるように努めます。
- ④ 学校教育施設のバリアフリー*化をすすめます。

具体的な施策

(1) 就学前から就学期における相談支援体制の充実

取り組み内容	所管課
就学前から就学期における一貫したかわりと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。	健康課 こども育成課 学校教育課 社会福祉課
発達障がい*など、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながらすすめます。	健康課 こども育成課 学校教育課 社会福祉課

(2) 療育*の場と機会の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある子どもの育児にかかる相談体制の充実に努めるとともに、より身近な地域において適切な療育*を受けられることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育*の場や機会の確保に努めます。	健康課 社会福祉課
療育*の場や機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってからでも一定期間適切な療育*を受けられることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育*の場や機会の確保に努めます。	健康課 社会福祉課

(3) 幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実

取り組み内容	所管課
共に育つ場や機会を確保するため、保育所（園）における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。	こども育成課
小中学校において、特別支援学級*の児童生徒が通常学級と一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、共に学ぶ環境づくりをすすめます。	学校教育課
障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育*の充実を図ります。	学校教育課
発達障がい*など、多様化する児童・生徒が抱える障がいに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。	学校教育課
学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や住民などとの交流の機会を設けていきます。	学校教育課

(4) 学校における進路指導の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。	学校教育課

(5) 学校教育施設のバリアフリー*化の推進

取り組み内容	所管課
障がいのある子どもが学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、多目的トイレやスロープの設置などのバリアフリー*化や、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、災害時の避難場所として利用を考慮し、学校教育施設のバリアフリー*化をすすめます。	学校教育課

2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

●● 現状と課題 ●●

○誰もが気軽に参加できる地域での行事や交流の場や機会をつくっていくことが大切だ

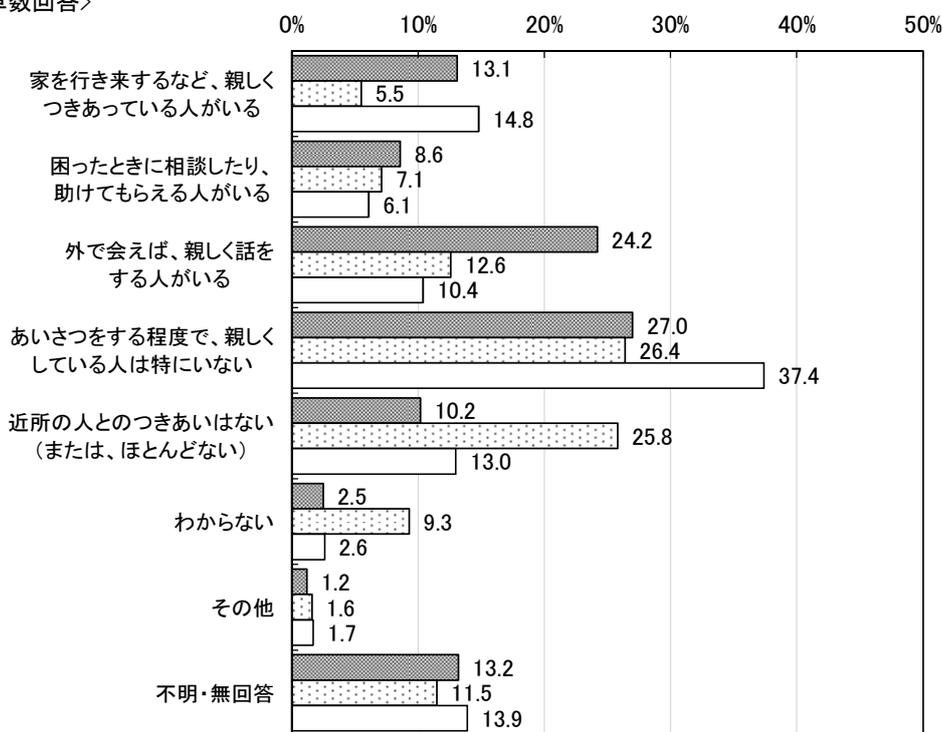
当事者アンケートにおいて、近所づきあいの様子についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「あいさつをする程度で、親しくしている人は特にいない」の割合が高く、特に精神障害者保健福祉手帳*の所持者では他と比較して高くなりました。また、療育手帳*の所持者では「近所の人とのつきあいはない（または、ほとんどない）」と回答した人が他と比較して高くなりました。

また、地域の人たちに支えられているという実感についてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「どちらかといえば支えられていると思う」の割合が高くなりました。

当事者アンケートでは、配慮が感じられたこととして、「公的な減免措置や隣組での作業を免除してもらっている」といった意見がありました。その一方で、「障がいやその程度を理由に地域の人などの他人とのつながりを制限されてしまう」との意見がありました。

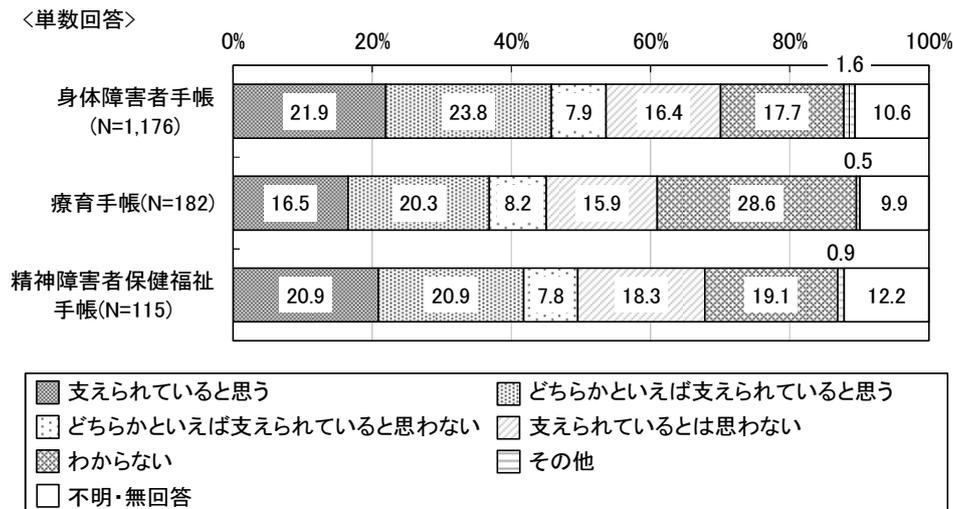
<近所づきあいの様子について>

<単数回答>



■ 身体障害者手帳(N=1,176) ■ 療育手帳(N=182) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=115)

＜地域の人たちに支えられているという実感について＞



福祉団体ヒアリングでは、「障がいのある人であっても、参加できる行事が減ってきている。障がいのある人たちの社会参加をすすめ、また、理解を深めていくためにも、そのような行事をどんどん開催していくことが大事だ」などの意見がありました。

課題把握調査では、障がいのある人の地域でのかかわりの様子について、「ひきこもりがちで、近所や地域の人たちとのかかわりや交流があまりない」や「周囲の人たちの目や無理解な態度に悩み、外出を控え、孤立してしまっていることもある」などを指摘する意見がありました。そのようなことから「障がいのある人やその家族が気軽に参加できる地域での行事や、交流の場や機会をつくるなど、地域でのかかわりを深めていくための工夫が大切だ」といった多くの意見がありました。さらに、広く社会参加の機会を促すため、「保護者や家族の付き添いが必要な場合は参加しづらいことがある様子。支援員などと一緒に参加できる取り組みをすすめていくことが大事だ」、「ひきこもりがちで、家族を含め、外出し社会参加することが苦手な人もいる。きちんと状況を把握しながら、社会参加をすすめていく配慮も大切だ」などの意見もありました。

地域において孤立もしくは孤立しがちな障がいのある人やその家族を含め、障がいの有無にかかわらず、気軽に参加できる地域での行事や交流の場や機会をつくっていくことが大切です。

○障がいのある人やその家族が組織する団体への支援が求められている

福祉団体ヒアリングでは、「障がいのある人やその家族が組織する団体の活動について、障害者手帳の交付時などを活用しながら、広く知らせていくための支援が大切だ。当事者団体のことを知って、所属することで、楽になる人たちもたくさんいると思う」、「障がいのある人やその家族が組織する団体に参加し、一緒に活動をしてくれる若い人たちが少ない。当事者団体のなかでの高齢化が問題になっている」、「障がいのある人やその家族が組織する団体間や、他の地域での組織・団体との交流を深める機会を持ちたい」などの意見がありました。

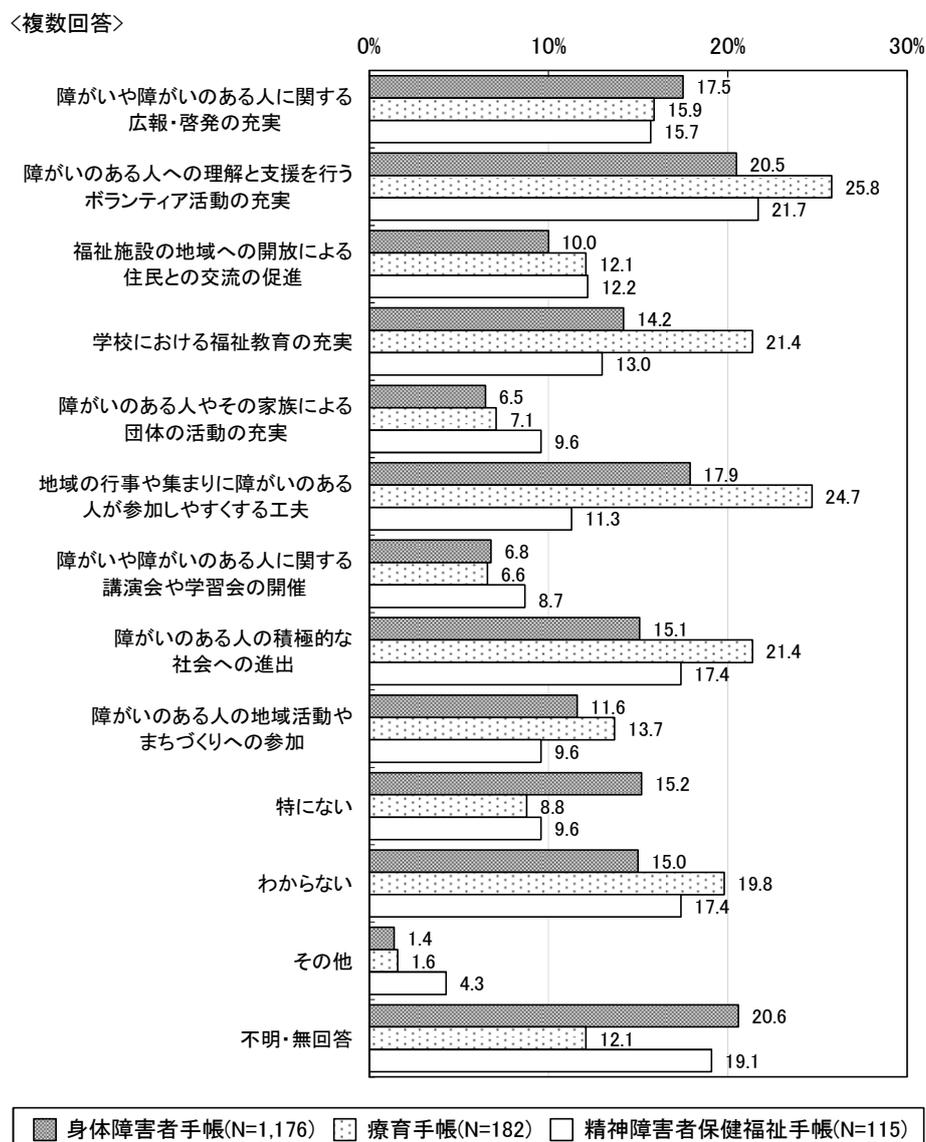
障がいのある人やその家族が組織する団体への支援が求められています。

○障がいのある人への理解と支援を担うボランティアの育成と活動への支援が大事だ

当事者アンケートにおいて、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについてたずねたところ、いずれの手帳所持者においても「障がいのある人への理解と支援を行うボランティア活動の充実」の割合が高くなりました。また、療育手帳*の所持者では「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」と回答した人の割合も高くなりました。

障がいのある人への理解と支援を担うボランティアの育成と活動への支援が大事です。

<障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことについて>



施策の方針

- ◇ 地域での交流の機会やスポーツ・文化活動への参加の機会を充実させ、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会*」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、
- ① 地域において、障がいのある人たちとの交流の機会を広め、理解を深めていく取り組みを支援します。
 - ② 障がいのある人が、円滑にスポーツやレクリエーション、文化活動などを行うことができるような環境整備をすすめます。
 - ③ 障がいのある人やその家族の団体の活動を支援します。
 - ④ 障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成や活動を支援します。

具体的な施策

(1) 地域での交流の機会の充実

取り組み内容	所管課
障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法*に基づく合理的配慮*の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。	社会福祉課
隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら、見守っていくなど、隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。	社会福祉課

(2) スポーツ・文化活動への参加の機会の充実

取り組み内容	所管課
障がいのある人が、さまざまなスポーツ・文化活動、市が実施する行事やイベントなどに参加できるよう、条件整備や支援人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図るとともに、生涯を通じて学習できる機会の確保に努めます。	スポーツ推進課 産業振興課 生涯学習課 社会福祉課

(3) 障がいのある人やその家族の団体の支援

取り組み内容	所管課
障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、住民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。	社会福祉課
障がいのある人やその家族の団体の主体性を尊重しながら、団体の運営費や福祉大会などへの参加補助などにより、活動を支援します。	社会福祉課

(4) ボランティアの育成と活動の支援

取り組み内容	所管課
障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動に関する情報提供の充実を図ります。	企画財政課 社会福祉課
障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などにかかわるボランティアの育成について、関係機関と協力しながらすすめます。	社会福祉課
障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などにかかわるボランティア活動を行っている団体について、関係機関と協力しながら支援します。	社会福祉課

3 生活環境の整備

●● 現状と課題 ●●

○建築物や公共交通機関のバリアフリー*化をより一層すすめていくことが大事だ

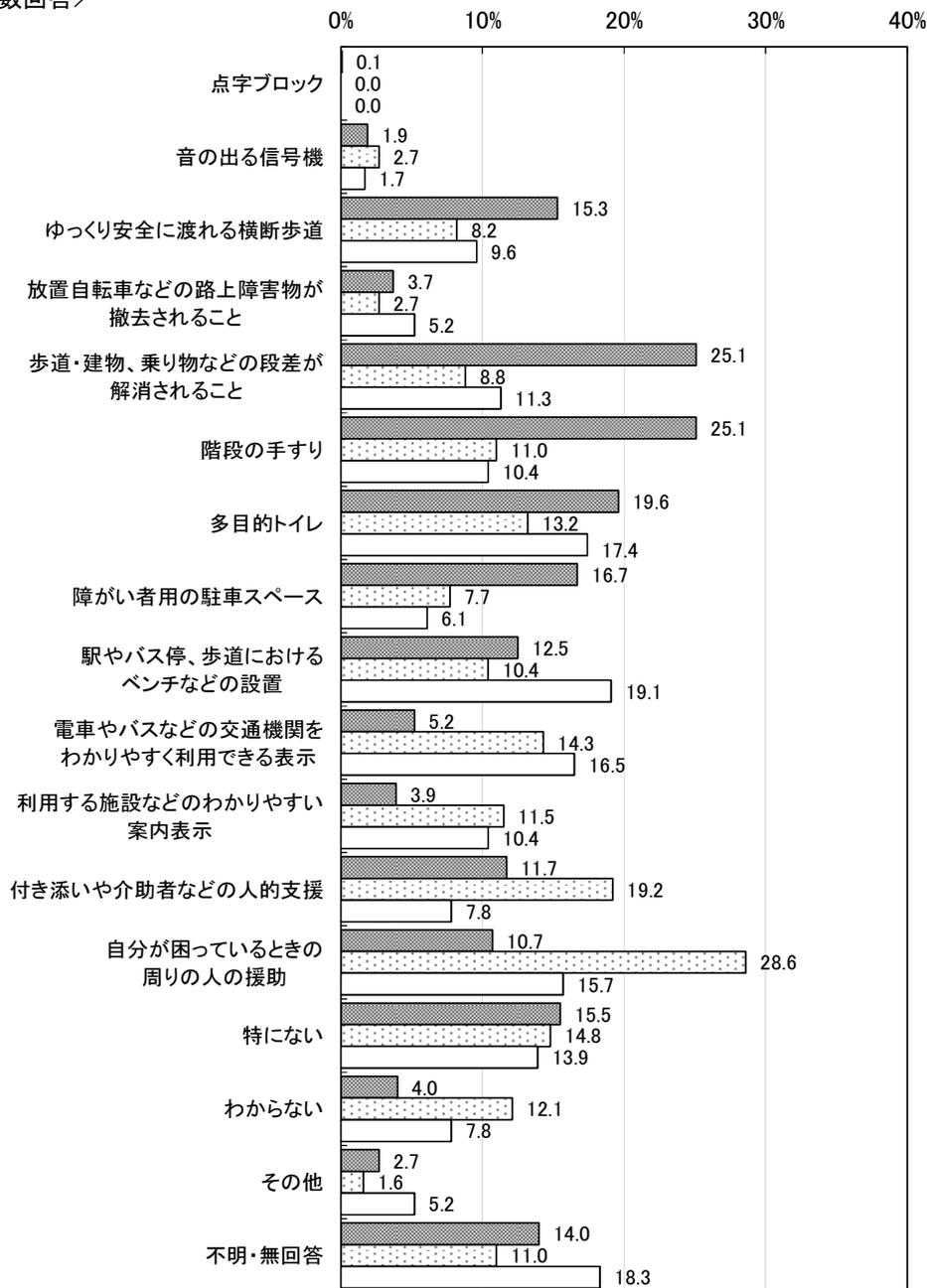
当事者アンケートにおいて、外出することを考えたとき、充実してほしいことについてたずねたところ、身体障害者手帳*の所持者では「歩道・建物、乗り物などの段差が解消されること」や「階段の手すり」と回答した人が他と比較して高く、療育手帳*の所持者では「自分が困っているときの周りの人の援助」と回答した人が他と比較して高くなりました。また、精神障害者保健福祉手帳*の所持者では「駅やバス停、歩道におけるベンチなどの設置」の割合が高くなりました。

また、配慮が感じられたこととして、「バリアフリー*がすすんできた」や「身体障がい者用の駐車スペースが確保されている」といった意見がありました。その一方で、「バリアフリー*がまだまだ十分ではない」、「車いすなどでの移動が困難であったり、公共交通機関でのマナーが悪く配慮に欠けている」、「市の公共施設にエレベーターがないところがある」、「多目的トイレの設置がまだまだ十分ではない」、「車いすで入れない施設などが多い。杖を使っている人への配慮が欠けている」、「身体障がい者用駐車スペースに関する配慮が十分ではなく、駐車マナーも悪い」、「車いすでのバスなどの公共交通機関の利用が難しい」など、多くの意見がありました。

さらに、当事者アンケートでは、できる限り対応してほしい配慮として、「住環境の改善やバリアフリー*化をすすめてもらいたい」、「身体障がい者用駐車スペースの充実やそこでの駐車マナーを配慮してほしい」、「歩道の幅や段差の改善など、安全に通行できるよう配慮してもらいたい」、「交通機関での段差解消や情報提供、マナー改善などを配慮してもらいたい」、「外出時、まちなかで休憩できるところがほしい」との意見がありました。

<外出することを考えたとき、充実してほしいことについて>

<複数回答>



■ 身体障害者手帳(N=1,176) ▨ 療育手帳(N=182) □ 精神障害者保健福祉手帳(N=115)

福祉団体ヒアリングでは、「バリアフリー*が不十分だと十分な社会参加の妨げになってしまう」、「外出先での多目的トイレの有無が、外出にあたっての大きな課題。多目的トイレについての表示の有無もとても重要なことだ」、「身体障がいのある人のための駐車スペースに、そうではない人たちが利用していることがある。雨の日などは特に困ってしまう。市や地域で開催する行事のときの駐車スペースの確保も大事なことだ」、「ノンステップバスや車いす対応の車両がもっと増えると助かる」、「新しい庁舎については、障がいのある人たちに十分

に配慮したものにしてほしい。また、既存の施設についてもきちんとバリアフリー*の状況を確認し、対応してほしい」などの意見がありました。

課題把握調査では、「トイレの問題や交通手段の確保が難しいことがあって、参加したくても、ひとりでは参加できないこともある」と指摘する意見がありました。

建築物や公共交通機関などについて、障がいのある人が利用することを十分に配慮し、より一層バリアフリー*化をすすめていくことや、身体障がい者用駐車スペースのマナー向上のための取り組みが大事です。

施策の方針

◇ バリアフリー*化をすすめるなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境に整えられることで、社会参加が促進される「共生社会*」の実現をめざします。
そのために嘉麻市では、

- ① 建築物、公共交通機関などのユニバーサルデザイン*化、バリアフリー*化をすすめるとともに、身体障がい者用の駐車スペースなどのマナーについてより一層強化します。
- ② 障がいのある人が安全に安心して生活できる住環境の整備をすすめます。



具体的な施策

(1) 福祉環境整備の促進

取り組み内容	所管課
障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設や民間施設の建築物のバリアフリー*化やユニバーサルデザイン*化をすすめるとともに、道路交通環境や公共交通機関の整備、改善に努めます。	総務課 土木課 社会福祉課
点字誘導ブロック上に物を置かないことや身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、利便性が高い場所に余裕を持った適切な駐車スペースの確保をすすめます。	施設管理所管課 社会福祉課
障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、公共施設について段差解消などのバリアフリー*化を支援します。	施設管理所管課 社会福祉課
市内のバリアフリー*情報を掲載したバリアフリーマップ*を作成し、適宜更新しながら、周知、活用を促進するとともに、バリアフリー*に関する意識の向上を図ります。	社会福祉課

(2) 住宅・住環境整備の推進

取り組み内容	所管課
市営住宅の空家改修時については、畳室をフローリングに張り替え、ベットや椅子での生活に配慮した改善を図ります。	住宅課
障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。	社会福祉課

4 コミュニケーションの支援

●● 現状と課題 ●●

○コミュニケーション支援の充実を図っていくことが大事だ

当事者アンケートでは、配慮がされていないと感じられたこととして、「聴覚障がいのある人に必要な情報をきちんと伝えてもらえない」との意見がありました。

福祉団体ヒアリングでは、「障がいの特性に応じた情報の伝達やコミュニケーションの支援をすすめていくことが求められている」、「視覚障がいのある人のために音声データによる情報の提供が求められている」、「手話奉仕員の確保のための取り組みをきちんとすすめてほしい」などの意見がありました。

障がいのある人が、可能な限り簡単に情報を手に入れたり、伝えたりすることができるよう、コミュニケーション支援の充実を図っていくことが大事です。

施策の方針

- ◇ 情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単で便利にしていくことで、障がいのある人の社会参加が促進される「共生社会^{きょうせいしゃかい}*」の実現をめざします。そのために嘉麻市では、
- ① 情報提供のバリアフリー*化をすすめます。
 - ② コミュニケーション支援の充実を図ります。

具体的な施策

(1) 情報提供のバリアフリー*化の推進

取り組み内容	所管課
市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどについては、読み手のことに配慮し工夫していくことで、障がいの有無にかかわらず、市政に関する情報を取得することができるよう、情報提供のバリアフリー*化をすすめます。	全課

(2) コミュニケーション支援の充実

取り組み内容	所管課
手話通訳者*や要約筆記者*などの養成・派遣事業の充実を図ります。	社会福祉課
市役所ならびに市が所管する行政窓口では、筆談や手話の活用による明瞭でわかりやすい説明の工夫など、コミュニケーション支援に配慮した取り組みをすすめます。(再掲)	全課
広く市民の参加を求める講演会などでは、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。	全課
市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどを通じ、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人に対する理解を深める機会の提供に努めます。	社会福祉課

第5章 計画の推進のために

第1節 庁内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、社会福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすすめます。

第2節 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

第3節 さまざまな組織・団体との協働体制強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス*事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

第4節 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル*」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス*事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー*」の実現をすすめます。

資料編

1 嘉麻市障害者施策推進協議会条例

○嘉麻市障害者施策推進協議会条例

平成 18 年 9 月 29 日 条例第 220 号
改正 平成 27 年 3 月 16 日 条例第 11 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、障がい者に関する総合的な施策について審議を行い、その推進に資するため、嘉麻市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び実施状況に関すること。
- (3) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項に関すること。
- (4) その他障がい者福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者 3 人以内
- (2) 障害者福祉団体等関係者 3 人以内
- (3) 教育関係者 1 人以内
- (4) 学識経験者 2 人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2 人以内
- (6) その他市長が必要と認める者 1 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の組織、所掌事務その他運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 嘉麻市障害者施策推進協議会委員名簿

団体名	役職	氏名	備考
嘉麻市社会福祉協議会	事務局長	木山 淳一	
嘉麻市民生委員児童委員協議会	委員	平尾 みづえ	
かま手話の会	理事	藤春 俊二	
嘉麻市身体障害者福祉協会	会長	山片 利雄	
嘉麻市手をつなぐ育成会	会長	横山 利恵子	副会長
NPO法人 嘉飯山ネットBASARA	事務局長	藤嶋 勇治	
福岡県立嘉穂特別支援学校	教諭	水上 さとみ	
嘉麻市議会	議員	中嶋 廣東	会長
飯塚医師会	理事	藤木 健弘	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	社会福祉課長	中竹 秀博	
飯塚公共職業安定所	次長	井手 正弘	

3 計画策定の経緯

開催日	会議／調査	内容
平成28年 5月19日	第1回協議会	計画策定の趣旨と方法の協議
平成28年 7月14日	福祉団体ヒアリング (グループインタビュー)	嘉麻市身体障害者福祉協会 嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会
平成28年 8月31日	第2回協議会	調査結果の報告
平成28年 10月28日	第3回協議会	計画骨子案の協議
平成28年 12月22日	第4回協議会	計画素案の協議
平成29年 1月16日 ～ 2月15日		パブリックコメント
平成29年 2月27日	第5回協議会	パブリックコメント結果の報告、 計画案の協議・承認

4 調査の概要

【当事者アンケート】

- 調査地域 : 嘉麻市全域
 調査対象者 : 身体障害者手帳*所持者・療育手帳*所持者
 精神障害者保健福祉手帳*所持者
 調査期間 : 平成 28 年 6 月 14 日～6 月 27 日
 調査方法 : 郵送による配布・回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
3,064	1,485	48.5%

【福祉団体ヒアリング】

- 調査対象 : 嘉麻市身体障害者福祉協会、嘉麻市手をつなぐ育成会、四葉の会、嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会、かま手話の会、トロッコの会、ほのぼのサークルはぐるま、たんぽぽクラブ、嘉麻市聴覚障害者協会
 調査期間 : 平成 28 年 5 月～7 月
 調査方法 : 記述式調査票の配布・回収
 嘉麻市身体障害者福祉協会および嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会については、インタビューの希望がありましたので、団体ごとにグループインタビューを実施しました。

【課題把握調査】

- 調査対象 : 嘉麻市内所在の障がい福祉サービス*事業所に勤務する福祉・介護・医療などの専門職、ならびに市役所関係課職員
 調査期間 : 平成 28 年 5 月～6 月
 調査方法 : 記述式調査票の配布・回収

5 答申書

答 申 書

平成 29 年 3 月 8 日

嘉麻市長 赤間 幸弘 様

嘉麻市障害者施策推進協議会
会長 中嶋 廣 東

「第 3 期嘉麻市障害者計画」について（答申）

平成 28 年度末をもって「第 2 期嘉麻市障害者計画」の計画期間が満了することから、市長より「第 3 期嘉麻市障害者計画」の策定について嘉麻市障害者施策推進協議会に対し諮問がなされました。本協議会といたしましては、慎重に検討・協議を行った結果、策定作業が終了いたしましたので、嘉麻市障害者施策推進協議会条例第 2 条第 1 項に基づき、ここに答申いたします。

記

1. 第 3 期嘉麻市障害者計画（計画原案）

別冊のとおり

6 用語解説

あ行

●一般就労

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

か行

●教育基本法

日本の教育に関する根本的かつ基礎的な法律。教育に関するさまざまな法令の運用や解釈の基準となる性格を持つことから「教育憲法」と呼ばれることもある。平成18年12月22日に公布・施行された現行の教育基本法は、昭和22年公布・施行の教育基本法の全部を改正したものである。現行法のもとで、障がいのある人に対する教育の機会均等について、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」と、新たに規定された。

●きんいしゆくせいそくさくこうかしょう筋萎縮性側索硬化症（ALS）

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

●共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

●グループホーム

障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う施設。

●ケアマネジメント

支援を必要としている人に対して、地域のさまざまな社会資源を活用したケアプラン（個々の状況に応じ、サービスの必要性を把握・評価して作成する支援計画）を作成し、適切なサービスを受けられるように調整する方法。

●権利擁護

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

●合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由および実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更および調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更および調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

さ行

●災害対策基本法

国土ならびに国民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体およびその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧および防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備および推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする法律。

●児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設および事業に関する基本原則を定める法律で、その時々々の社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

●社会的障壁

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど）。

●社会モデル

障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考える。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、例えば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。

●就労継続支援B型事業所

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人で、雇用契約に基づく就労が困難な人に対して、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスを提供する事業所。

●就労移行支援

障害者総合支援法に基づく、就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

●手話通訳者

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

●障害者基本計画

障害者基本法第11条第1項に基づき、国が障がいのある人の自立および社会参加の支援などのための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国が講じる障がいのある人のための施策の最も基本的な計画として位置づけられている。

●障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。

●障がい者虐待防止センター

障害者虐待防止法では、虐待を受けている可能性がある障がいのある人を発見した場合の市町村などへの通報義務が規定され、これに伴い、同通報の窓口となるとともに、障がいのある人への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護などを目的に設置された機関。

●障害者虐待防止法

障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある人を現に養護する人（擁護者）に対して支援措置を講じることを定めた法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

●障害者の権利に関する条約

平成 18 年（2006 年）12 月 13 日、第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。「障害者権利条約」ともいう。すべての障がいのある人に対して、固有の尊厳、個人の自律（自らの選択の自由を含む）および個人の自立の尊重、非差別、完全かつ効果的な社会参加と社会の受容、人間の多様性および人間性の一部としての障がいのある人の差異の尊重および障がいのある人の受容、機会の均等、施設およびサービスの利用の可能化、男女の平等、障がいのある子どもの発達しつつある能力の尊重および障がいのある子どもの同一性保持の権利の尊重を一般原則とし、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権および基本的自由を完全に実施することを確保・促進することを一般的義務とする。

●障害者雇用促進法

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

●障害者雇用率（法定雇用率）

障害者雇用促進法に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。身体障がいのある人および知的障がいのある人について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定、事業主などに障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの（平成 30 年 3 月までは、精神障がいのある人の雇用義務はないが、雇用した場合は雇用率の算定に含まれる）。

●障害者差別解消法

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

●障害者自立支援法

障がいのある人および障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

●障害者総合支援法

障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●障害者優先調達推進法

障害者就労施設で就労する障がいのある人や在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立をすすめるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設などから優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律。正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。

●障がい福祉サービス

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。

●自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

●身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

●地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

●特別支援学級

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

●特別支援学校

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

●特別支援教育

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

な行

●難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

●難病相談・支援センター

難病の患者の療養生活に関する各般の問題につき、難病の患者およびその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言などを行い、難病の患者に対する療養生活の質の維持向上を支援することを目的に都道府県が設置する機関。「難病の患者に対する医療等に関する法律」において法定化されている。

●難病の患者に対する医療等に関する法律

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保および難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●日常生活用具

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

は行

●パーキンソン病

進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる（振戦）、動きが遅くなる（無動）、筋肉が硬くなる（固縮）、体のバランスが悪くなる（姿勢反射障害）、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。

●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

●発達障害者支援法

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立および社会参加に資する支援初めて明文化した法律。

●バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

●バリアフリー法

高齢者や障がいのある人の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設および車両など、道路、路外駐車場、公園施設ならびに建築物の構造および設備を改善するための措置その他の措置を講じることにより、高齢者や障がいのある人などの移動上および施設の利用上の利便性や安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。

●バリアフリーマップ

障がいのある人や高齢者、小さな子ども連れの人など、誰もが、安心して気軽に外出することができるよう、主要な公共施設や民間施設のバリアフリー情報をまとめたマップ。

●避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

●福祉的就労

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

●補装具

身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車椅子など。肢装具・杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

や行

●ユニバーサルデザイン

バリアフリーが、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、文化・国籍・言語にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境、施設設備や製品などをデザインする考え方。

●要約筆記者

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

●リハビリテーション

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

●療育

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

第3期嘉麻市障害者計画

発行年月 平成29年3月

編集・発行 嘉麻市 社会福祉課 障がい者福祉係

〒821-8501 福岡県嘉麻市上山田 392 番地

TEL : 0948-53-1106 (直通) / FAX : 0948-53-1149